

自動車排出ガス総合対策の実施状況(概況) について(追加報告)

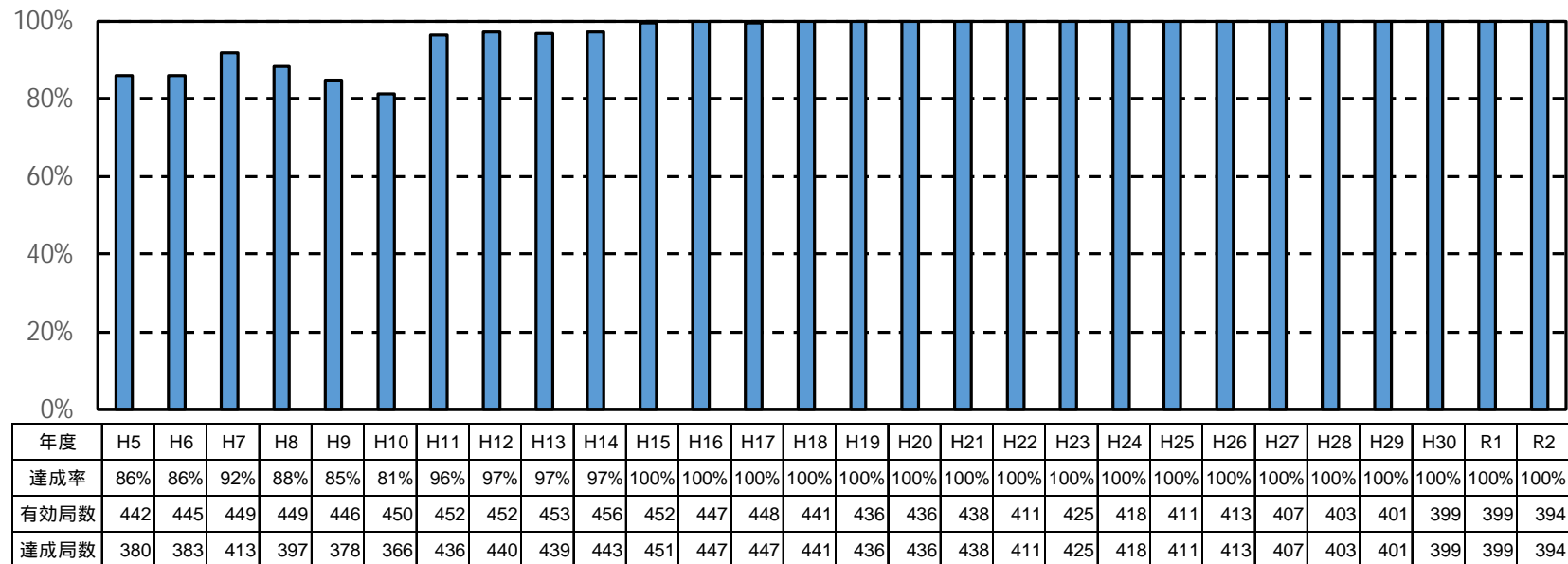
1. 自動車NO_x・PM法対策地域におけるNO₂の状況
2. 自動車NO_x・PM法対策地域におけるSPMの状況
3. 総量削減計画の進捗状況
4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(注) 令和2年度の常時監視測定局の結果及び総量削減計画に係る排出量の結果は速報値である。

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(1) NO₂の環境基準達成率(一般局)

▶ 平成15年度以降、対策地域内の全ての一般環境大気測定局(一般局)で環境基準を達成している。



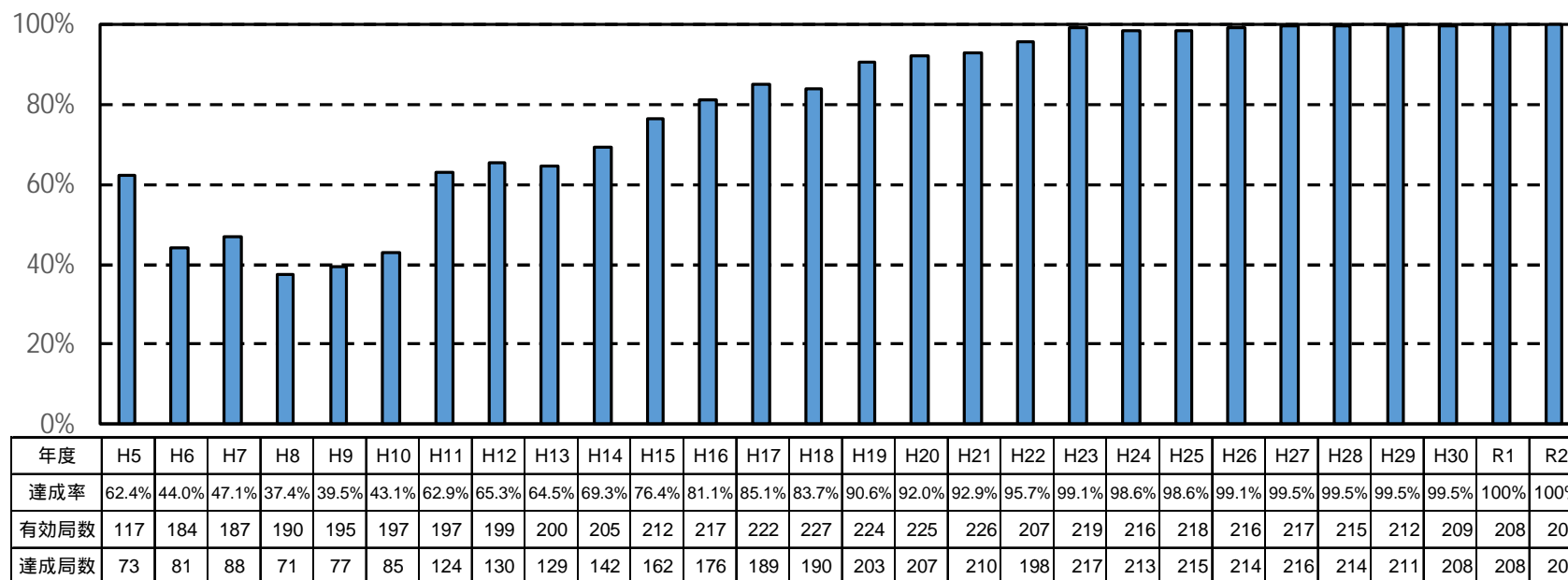
【図1】対策地域における一般局のNO₂の環境基準達成率の推移

二酸化窒素(NO₂)の環境基準 : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%値(例えば、年間有効測定日が350日の場合には343 (=350×0.98)番目に当たる値(1日平均値の年間98%))を環境基準と比較して評価を行う。環境基準達成率とは、有効な測定局数(有効局数)に対する環境基準を達成している測定局数(達成局数)の割合(%)である。

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(2) NO₂の環境基準達成率(自排局)

- ▶ 平成26年度以降、対策地域内の自動車排出ガス測定局(自排局)のうち99%以上の自排局で環境基準を達成している。

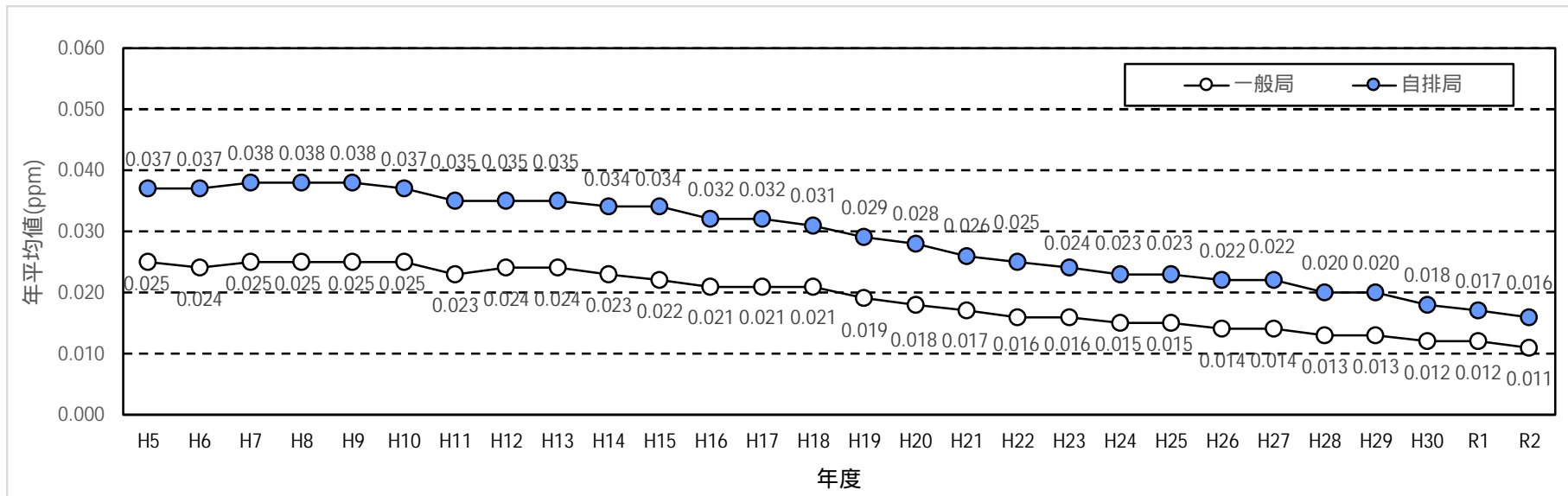


【図2】対策地域における自排局のNO₂の環境基準達成率の推移

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(3) NO₂の年平均値の推移

▶ 対策地域内における一般局・自排局の年平均値はゆるやかな低下傾向にある。



【図3】NO₂の年平均値の推移

- 1 年平均値 : 4月から翌年3月までの1年間(年度)に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して得られる平均値。図中の年平均値は、一般局及び自排局の各測定局の平均値の平均である。
- 2 ppm : 「parts per million」の頭文字をとったもので、100万分の1の意。(ppbは1億分の1で、1ppm=1000ppb)

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(4) NO₂の環境基準非達成局の状況(H19年度以降、自排局)

▶ 環境基準非達成局は、対策地域内に散在していたが、平成27年度から平成30年度にかけて1局のみで推移し、令和元年度以降は非達成局がなくなっている。

(ppm)

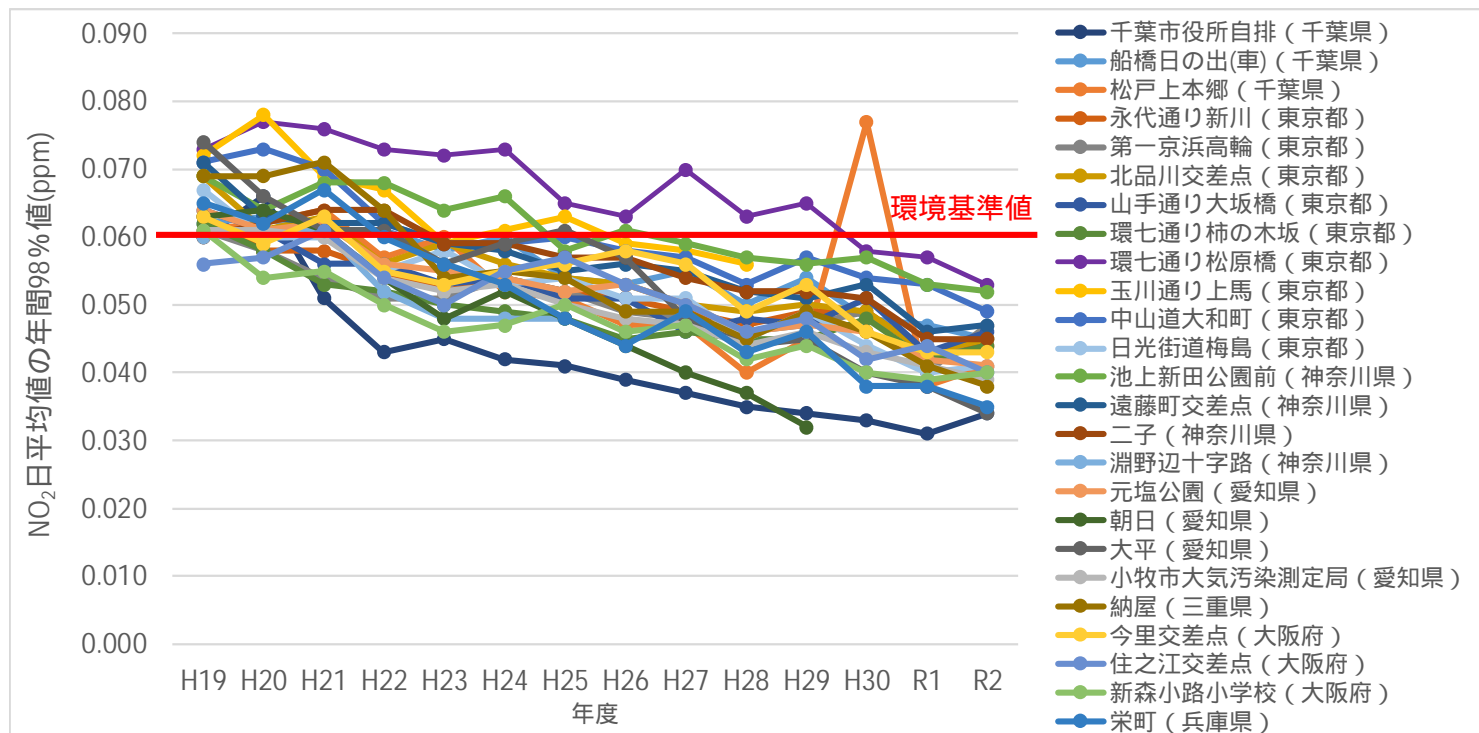
都府県	市町村	測定局	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
千葉県	千葉市中央区	千葉市役所自排	0.060	0.066	0.051	0.043	0.045	0.042	0.041	0.039	0.037	0.035	0.034	0.033	0.031	0.034
	船橋市	船橋日の出	0.062	0.063	0.060	0.061	0.058	0.060	0.054	0.053	0.055	0.050	0.054	0.048	0.047	0.045
	松戸市	松戸上本郷	0.061	0.062	0.064	0.057	0.060	0.052	0.051	0.047	0.047	0.040	0.045	0.077	0.038	0.041
東京都	中央区	永代通り新川	0.063	0.058	0.058	0.055	0.052	0.054	0.052	0.051	0.049	0.047	0.049	0.049	0.043	0.044
	港区	第一京浜高輪	0.061	0.058	0.054	0.051	0.051	0.054	0.052	0.049	0.048	0.046	0.047	0.049	0.040	0.047
	品川区	北品川交差点	0.069	0.061	0.063	0.056	0.059	0.056	0.054	0.053	0.050	0.049	0.050	0.049	0.043	0.045
	目黒区	山手通り大坂橋	0.064	0.061	0.056	0.056	0.053	0.054	0.051	0.051	0.046	0.048	0.047	0.051	0.043	0.046
	目黒区	環七通り柿の木坂	0.062	0.058	0.053	0.052	0.050	0.049	0.048	0.045	0.046	0.045	0.045	0.048	0.042	0.044
	大田区	環七通り松原橋	0.073	0.077	0.076	0.073	0.072	0.073	0.065	0.063	0.070	0.063	0.065	0.058	0.057	0.053
	世田谷区	玉川通り上馬	0.072	0.078	0.069	0.067	0.059	0.061	0.063	0.059	0.058	0.056	-	-	-	-
	板橋区	中山道大和町	0.071	0.073	0.070	0.062	0.059	0.059	0.060	0.058	0.057	0.053	0.057	0.054	0.053	0.049
	足立区	日光街道梅島	0.067	0.060	0.060	0.055	0.058	0.053	0.054	0.051	0.051	0.045	0.049	0.044	0.040	0.041
神奈川県	川崎市川崎区	池上新田公園前	0.069	0.064	0.068	0.068	0.064	0.066	0.058	0.061	0.059	0.057	0.056	0.057	0.053	0.052
	川崎市幸区	遠藤町交差点	0.071	0.063	0.062	0.062	0.059	0.058	0.055	0.056	0.055	0.052	0.051	0.053	0.046	0.047
	川崎市高津区	二子	0.060	0.062	0.064	0.064	0.059	0.059	0.057	0.057	0.054	0.052	0.052	0.051	0.045	0.045
	相模原市	淵野辺十字路	0.060	0.061	0.061	0.052	0.048	0.048	0.048	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	名古屋南区	元塩公園	0.064	0.061	0.062	0.056	0.055	0.054	0.052	0.053	0.050	0.046	0.047	0.046	0.042	0.041
	岡崎市	朝日	0.063	0.064	0.061	0.054	0.048	0.052	0.048	0.044	0.040	0.037	0.032	-	-	-
	岡崎市	大平	0.074	0.066	0.061	0.061	0.056	0.059	0.061	0.057	0.048	0.044	0.045	0.040	0.038	0.034
	小牧市	小牧市大気汚染測定局	0.061	0.061	0.060	0.054	0.052	0.053	0.050	0.048	0.047	0.044	0.046	0.043	0.041	0.039
三重県	四日市市	納屋	0.069	0.069	0.071	0.064	0.054	0.055	0.054	0.049	0.049	0.045	0.049	0.046	0.041	0.038
大阪府	大阪市東成区	今里交差点	0.063	0.059	0.063	0.055	0.053	0.055	0.056	0.058	0.056	0.049	0.053	0.046	0.043	0.043
	大阪市住之江区	住之江交差点	0.056	0.057	0.061	0.054	0.050	0.055	0.057	0.053	0.050	0.046	0.048	0.042	0.044	0.040
	大阪市旭区	新森小路小学校	0.061	0.054	0.055	0.050	0.046	0.047	0.050	0.046	0.047	0.042	0.044	0.040	0.039	0.040
兵庫県	宝塚市	栄町	0.065	0.062	0.067	0.060	0.056	0.053	0.048	0.044	0.049	0.043	0.046	0.038	0.038	0.035

【表1】平成19年度以降の自排局における環境基準非達成局一覧

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(5) NO₂環境基準非達成局の濃度推移 (H19年度以降、自排局)

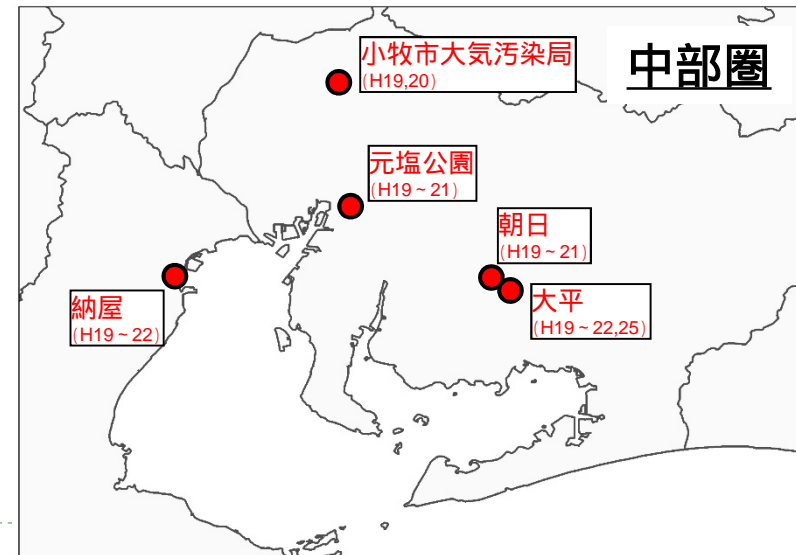
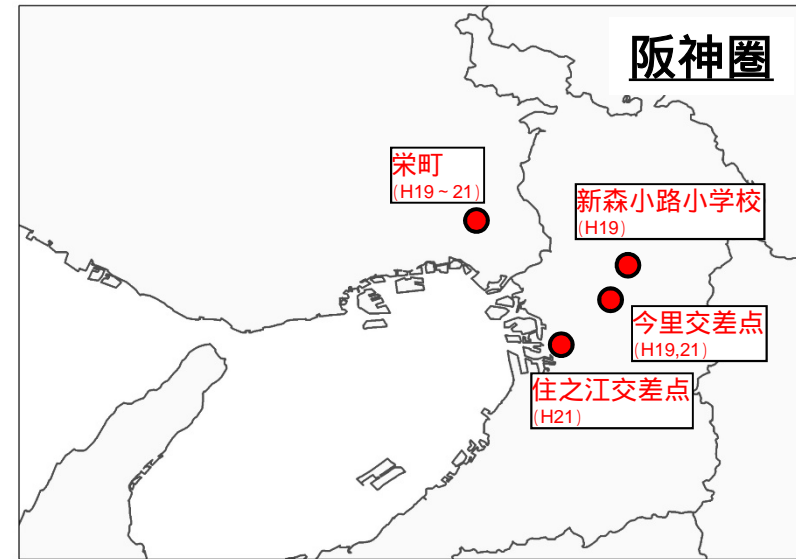
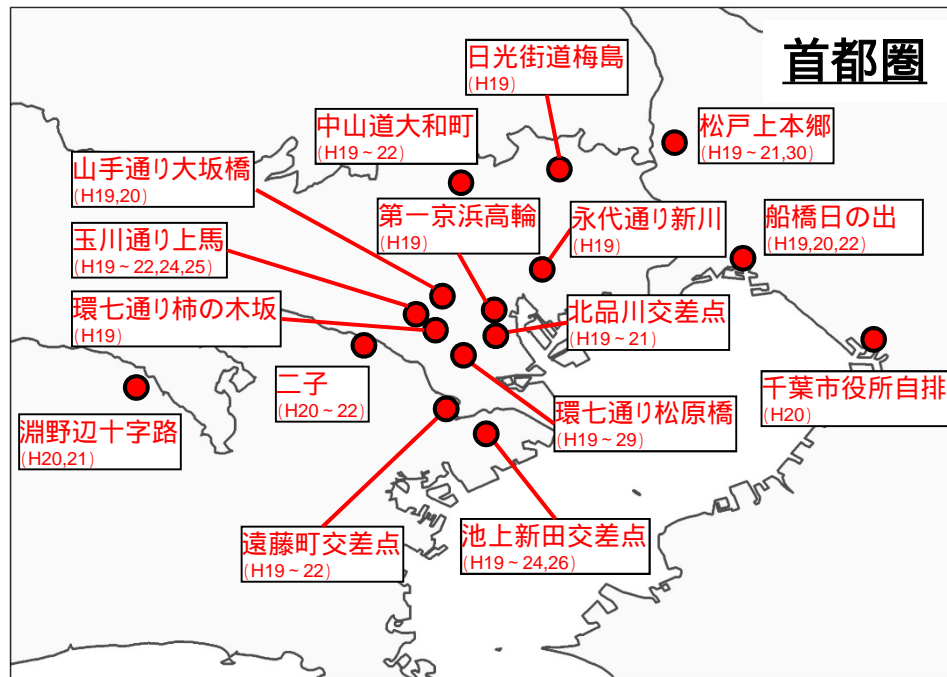
▶ 平成19年度以降に環境基準非達成となった自排局についての年間98%値の推移をみると、低下傾向にある。



【図4】平成19年度以降にNO₂が環境基準非達成となった自排局におけるNO₂日平均値の年間98%値の推移

1. 自動車NOx・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(6) NO₂環境基準非達成局の位置 (平成19年度以降、自排局)

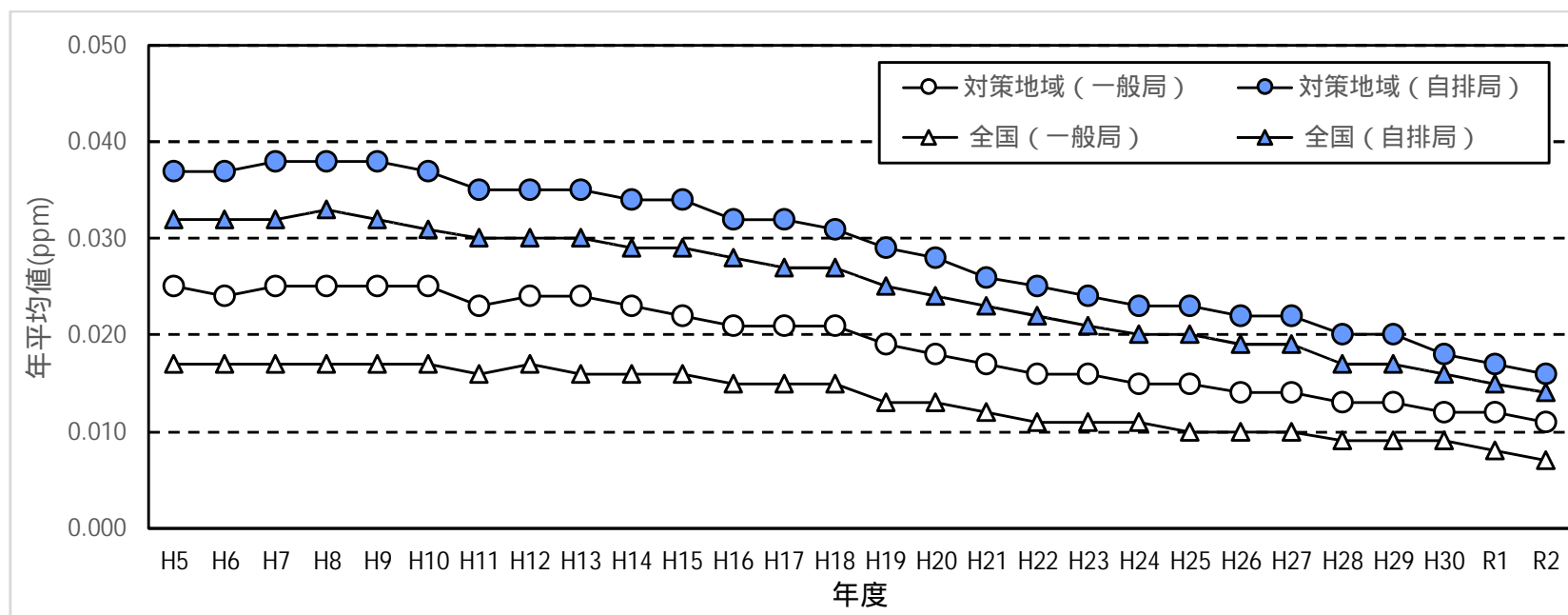


NO₂環境基準非達成の年度を括弧内に示す。

1. 自動車NO_x・PM法対策地域におけるNO₂の状況

(7) NO₂年平均値における対策地域と全国の比較

- ▶ 対策地域と全国の測定局におけるNO₂年平均値を比較すると、一般局・自排局ともに、対策地域の方が全国より高い。
- ▶ すべての測定局におけるNO₂年平均値は低下傾向にある。

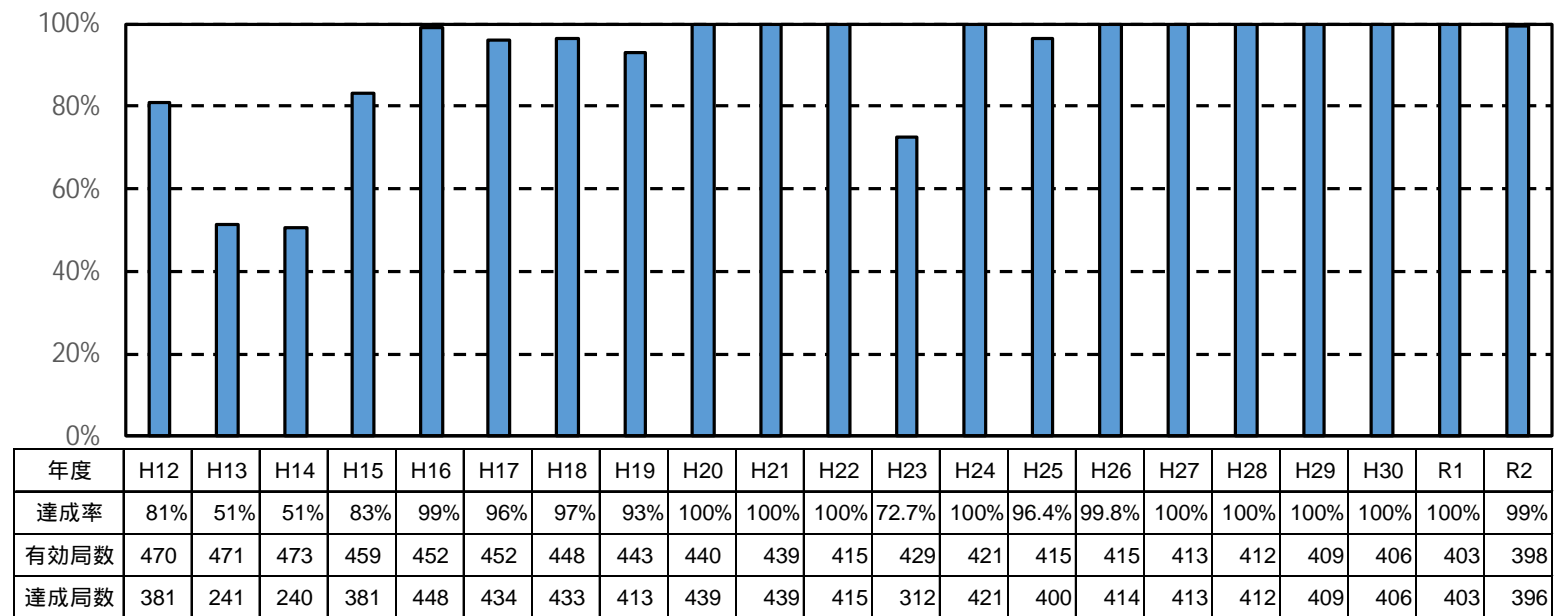


【図5】対策地域と全国の測定局におけるNO₂濃度の推移

2. 自動車NOx・PM法対策地域におけるSPMの状況

(1) SPMの環境基準達成率(一般局)

- ▶ 平成20～22年度、平成24年度、平成27年度～令和元年度は、全ての一般局で環境基準を達成している。



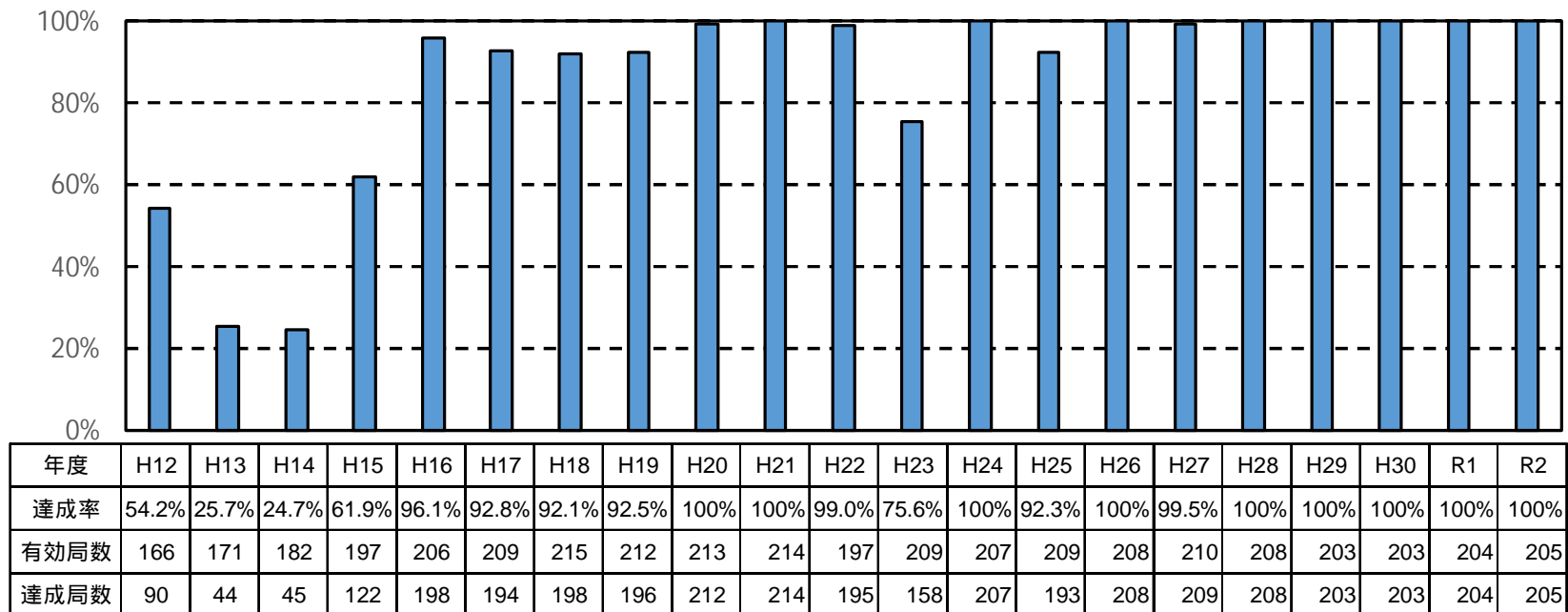
【図6】SPMの一般局における環境基準達成率の推移

浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準 : 1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値(例えば、年間有効測定日が335日の場合には7(=335×0.02、四捨五入)個の測定値)を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。環境基準達成率とは、有効な測定局数(有効局数)に対する環境基準達成している測定局数(達成局数)の割合(%)である。

2. 自動車NOx・PM法対策地域におけるSPMの状況

(2) SPMの環境基準達成率(自排局)

- ▶ 平成20～21年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度以降、全ての自排局で環境基準を達成している。



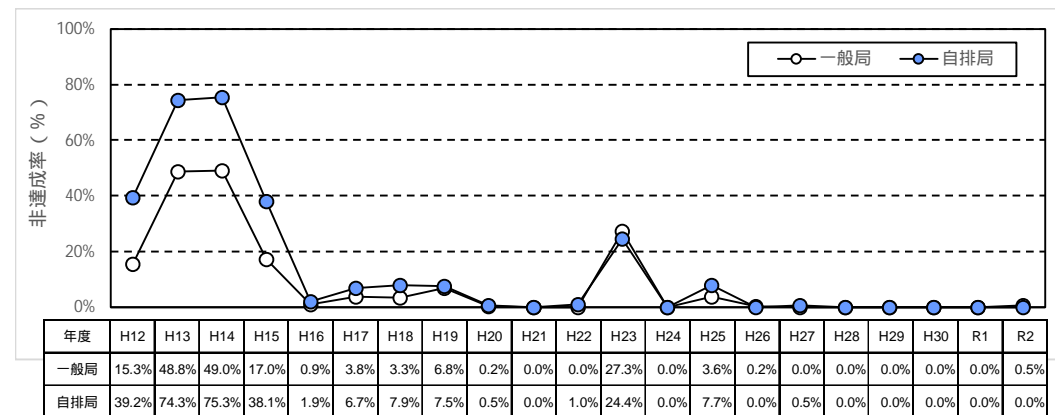
【図7】SPMの自排局における環境基準達成率の推移

2. 自動車NOx・PM法対策地域におけるSPMの状況

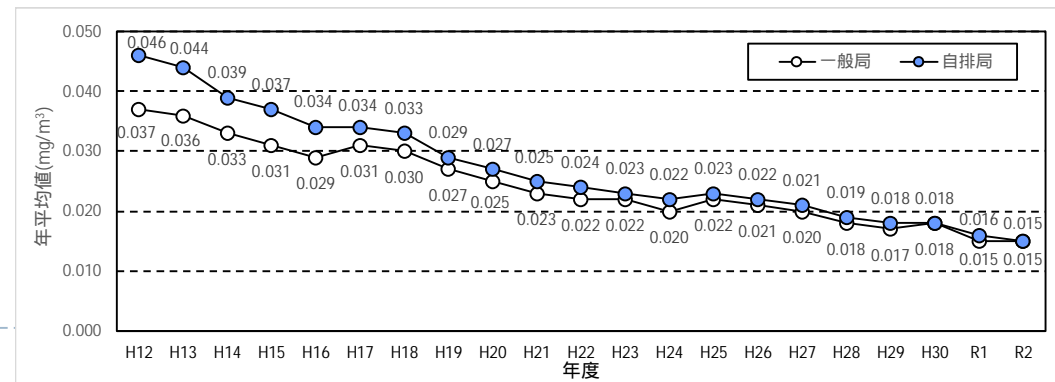
(3) SPM年平均値の推移等

- ▶ 基準達成率が低い年度(平成12～15年度、平成23年度)においては、環境基準を超える日が2日以上連続することにより非達成となった測定局の割合が高い傾向にあった。
- ▶ 年平均値は長期的にはゆるやかな低下傾向にあり、対策地域内の一般局と自排局の差は小さくなっている。

【図8】環境基準超過が2日以上連続することによりSPM環境基準非達成となった測定局の割合



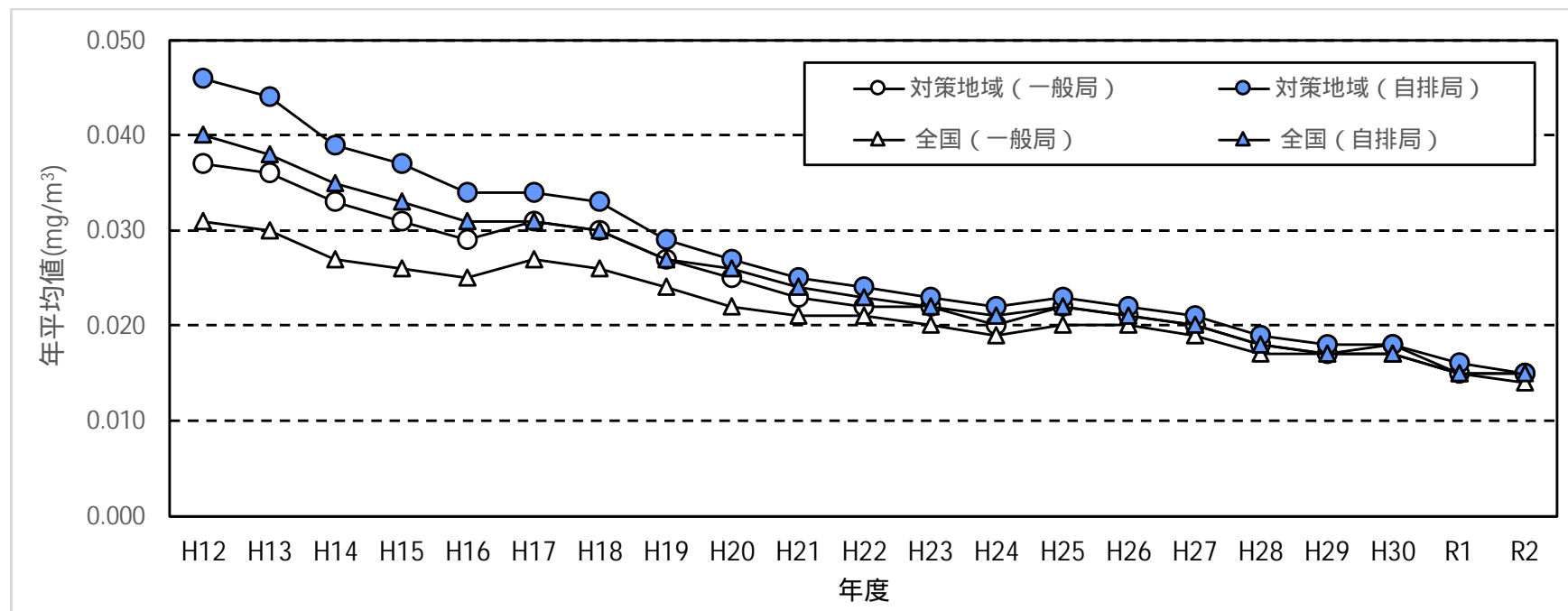
【図9】SPMの年平均値の推移



2. 自動車NOx・PM法対策地域におけるSPMの状況

(4) SPM年平均値における対策地域と全国の比較

- ▶ 対策地域内の測定局のSPM年平均値と全国の測定局におけるSPM年平均値を比較すると、対策地域の方が全国より高かったが、近年では両者の差はほとんどなく同程度の濃度レベルである。



【図10】対策地域と全国の測定局におけるSPM濃度の推移

3. 総量削減計画の進捗状況

- ▶ 基本方針に基づき、対策地域の8都府県はNO_x及びPMの排出量の総量削減計画を策定し、これに基づく取組を実施。毎年度、進捗状況等について、結果を国に報告。
- ▶ 令和2年度の排出量をみると、排出量削減が進んでいる。
- ▶ 総量削減計画で定めた目標については、東京都のNO_xが未達成。

NO_x

都府県名	基準年度の排出量		令和2年度の排出量			目標（平成32年度）
	(トン/年)	うち自動車からの排出量	自動車からの排出量	対基準年度比自動車排出量削減率	目標達成率	自動車からの排出量
埼玉県	38,045	20,821	8,455	40.6%	134.7%	11,639
千葉県	45,177	12,926	5,410	41.9%	107.6%	5,939
東京都	49,700	24,500	10,658	43.5%	94.8%	9,900
神奈川県	59,400	18,072	6,481	35.9%	141.8%	9,900
愛知県	83,472	29,031	10,398	35.8%	144.3%	16,117
三重県	16,757	5,233	1,616	30.9%	147.9%	2,787
大阪府	39,300	18,130	8,770	48.4%	135.5%	11,220
兵庫県	53,753	12,470	5,076	40.7%	125.0%	6,556

PM

都府県名	基準年度の排出量		令和2年度の排出量			目標（平成32年度）
	(トン/年)	うち自動車からの排出量	自動車からの排出量	対基準年度比自動車排出量削減率	目標達成率	自動車からの排出量
埼玉県	1,523	573	406	70.9%	171.8%	476
千葉県	2,516	581	265	45.5%	155.0%	377
東京都	3,360	710	525	73.9%	142.3%	580
神奈川県	3,170	845	325	38.5%	204.1%	590
愛知県	20,313 ^{注1}	1,042 ^{注2}	229 ^{注2}	22.0%	120.4%	367 ^{注2}
三重県	2,270	303	113	37.3%	135.7%	163
大阪府	2,510	910	460	50.5%	187.5%	670
兵庫県	2,895	689	275	39.9%	143.9%	401

(注1)
二次生成粒子を含む

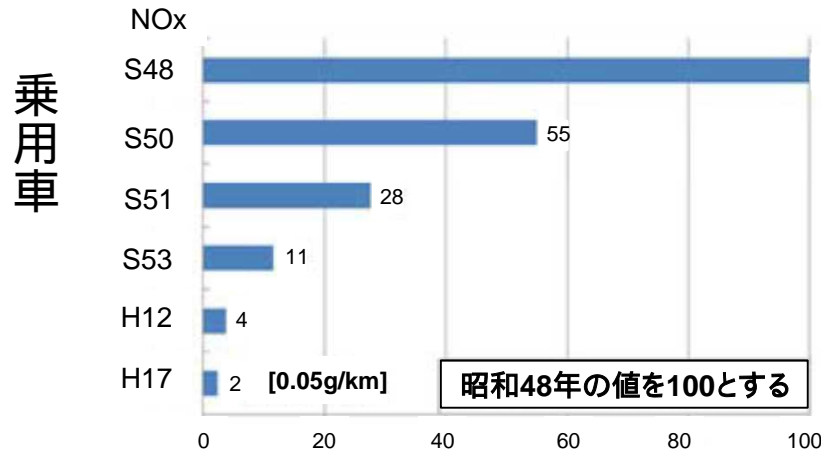
(注2)
排気口のみ

【表2】総量削減計画における基準年度及び目標年度における排出量、令和2年度排出量及び達成率
 目標達成率 = (基準年度排出量 - R2年度排出量) ÷ (基準年度排出量 - 平成32年度目標排出量)

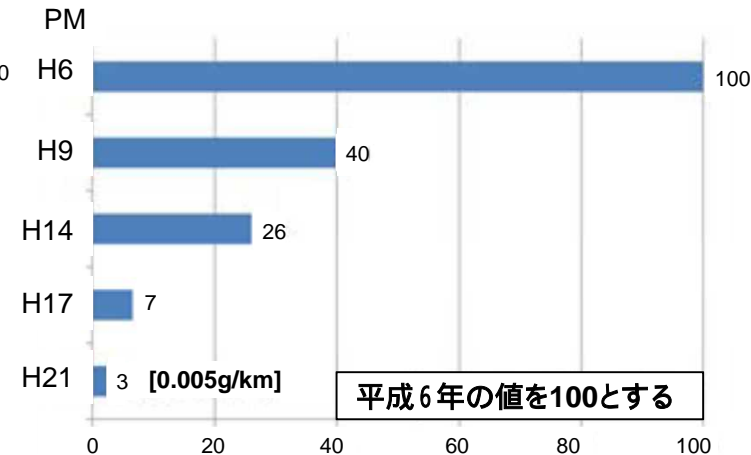
4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(1) 自動車単体対策の強化等

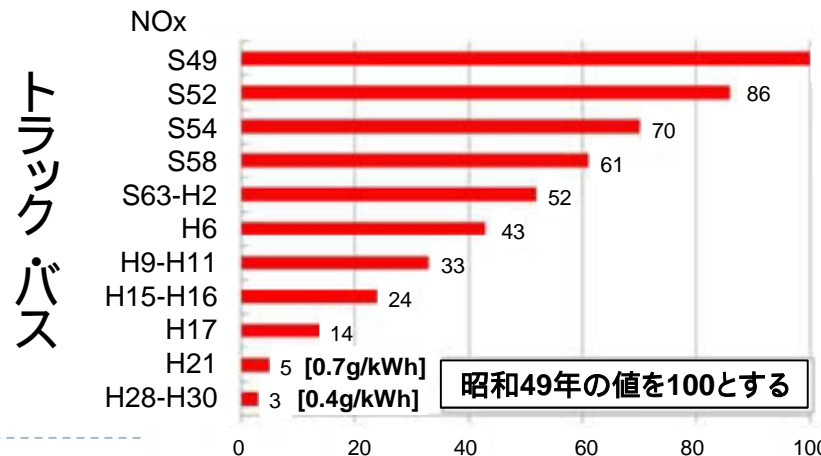
▶ 中央環境審議会答申に基づき、着実に排出ガス規制が強化されてきた。



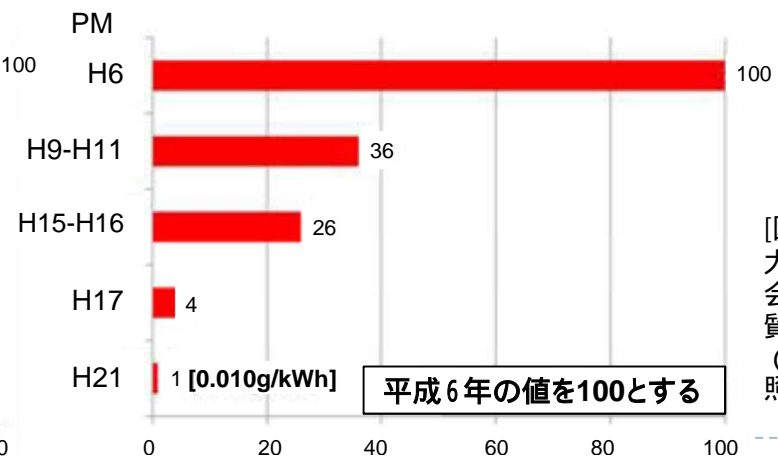
【図11】ガソリン・LPG乗用車のNOx規制値の推移



【図12】ディーゼル乗用車のPM規制値の推移



【図13】ディーゼル重量車のNox規制値の推移



【図14】ディーゼル重量車のPM規制値の推移

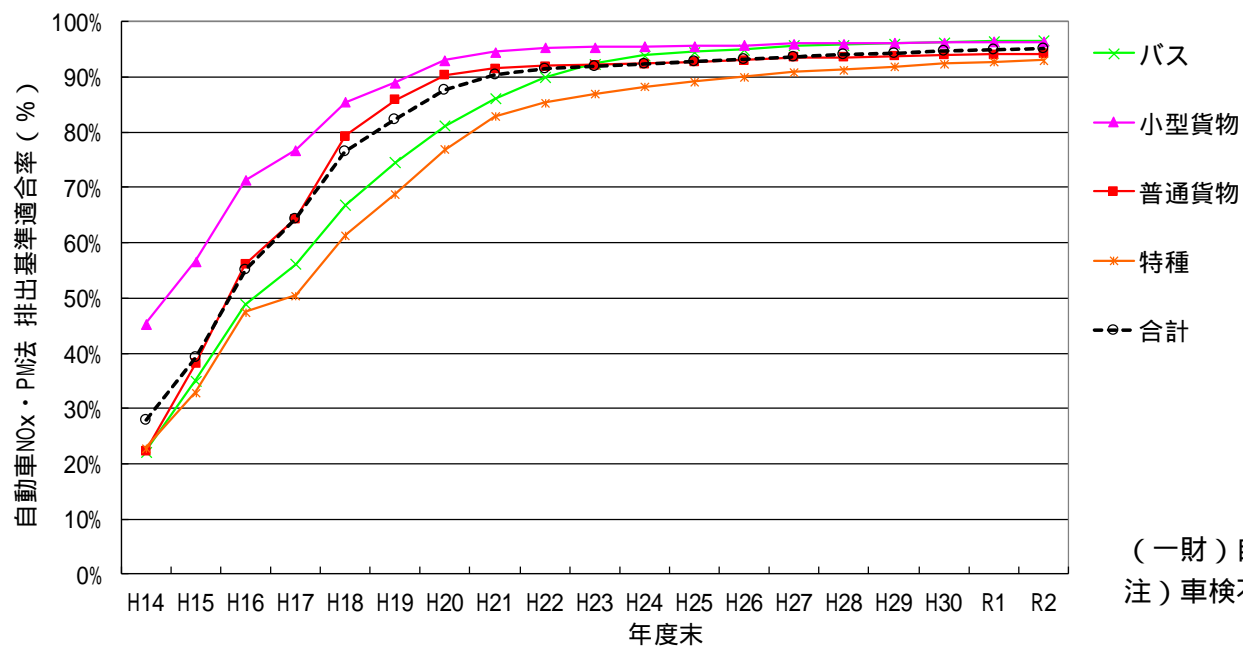
【図11】～【図14】
大気・騒音振動部
会 微小粒子状物
質等専門委員会
(第1回)資料参
照

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(2) 車種規制の実施等

(ア) 車種規制(新規登録、使用過程車の規制)

▶ 車種規制(自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しない車両の対策地域内における登録禁止)の結果、対策地域内における基準適合車への代替が促進。



(一財)自動車検査登録情報協会資料
注)車検不可及び規制年不明車両を含む。

【図15】対策地域内の保有自動車の自動車NO_x・PM法排出基準適合率の推移

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(2) 車種規制の実施等

(イ) 流入車規制

- ▶ 一部の都府県においては、対策地域外から流入する車両について、自治体独自の流入車規制を実施。

対象地域	埼玉、千葉、東京、神奈川 (全域)	大阪府 (対策地域)	兵庫県 (対策地域内の一部)	愛知県 (対策地域)
規制対象物質	PM	NO _x 、PM	NO _x 、PM	NO _x 、PM
規制対象	対象地域内の運行	対象地域内への発着	対象地域内の運行	対象地域内の運行
対象となる種別	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車	トラック、バス、特種自動車	車両総重量8t以上のトラック、大型バス	トラック、バス、特種自動車
規制値	長期規制並 (東京、埼玉は新短期規制並)	自動車NO _x ・PM法と同じ	自動車NO _x ・PM法と同じ	自動車NO _x ・PM法と同じ
規制開始時期	平成15年10月1日	平成21年1月1日	平成16年10月1日	平成22年8月13日

【表3】自治体における条例等に基づく流入車規制の概要

4 . 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(3) 低公害車の普及促進

- ▶ 国においては、次世代自動車等の導入補助事業、水素ステーション等のインフラ整備に係る補助事業、自動車税・軽自動車税のグリーン化等を実施している。
- ▶ 関係都府県等においても、次世代自動車の導入補助や充電インフラ設置に係る事業のほかに、公用車への率先導入の取組等を実施している。
- ▶ 以下が関係各者の取組例。(詳細は別紙1、別紙2参照)

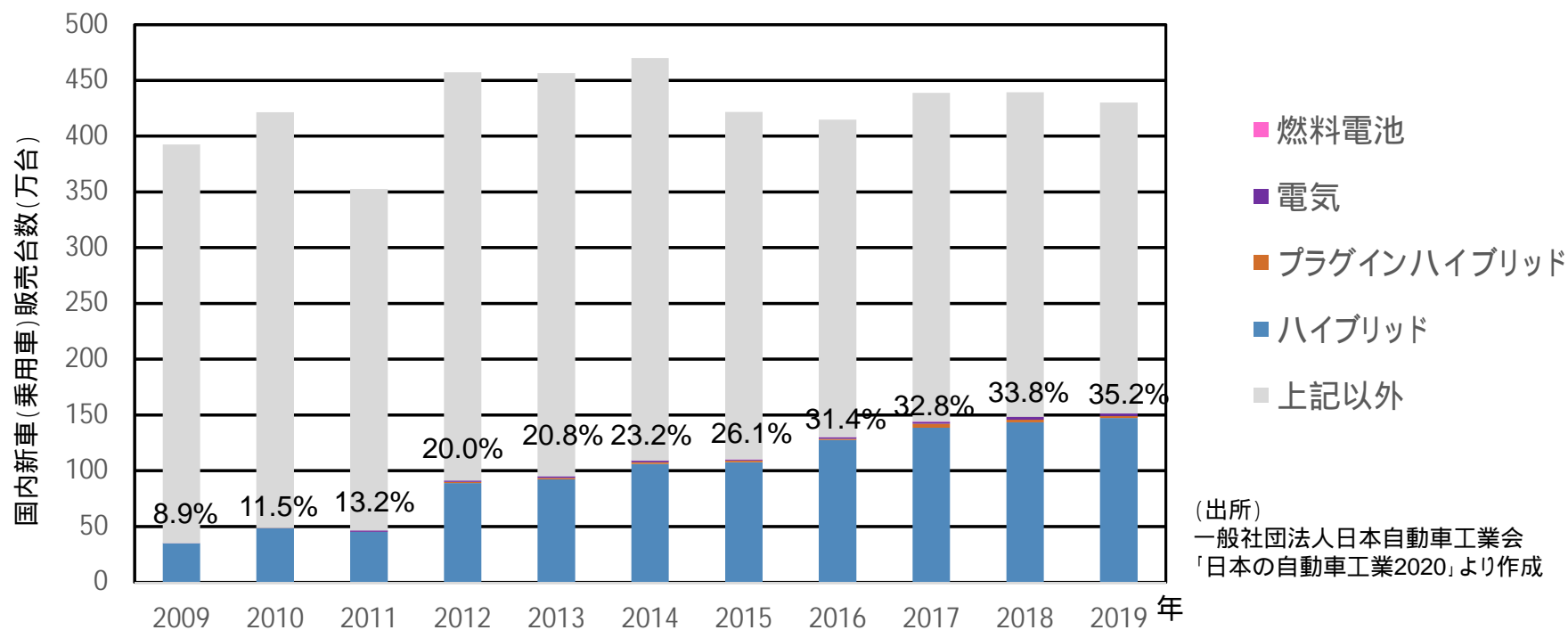
主な取組	実施主体	取組内容
低公害車導入補助	全都府県、一部市区町村	・低公害車の導入補助事業(購入補助、交付金、融資等)
	東京都	・電気自動車、燃料電池自動車等の導入補助事業
	環境省	・環境先進型トラック・バス(EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック及びEVバス等)、燃料電池バス・燃料電池フォークリフト等の導入補助
	経済産業省	・クリーンエネルギー自動車(EV、FCV、PHV、CDV)の導入補助事業
インフラ整備	経済産業省、国土交通省、環境省	・環境性能の優れた自動車に対して自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、一定年数を経過した自動車・軽自動車に対して重課する
	東京都	・電気自動車の急速充電器の補助事業
条例による推進等	経済産業省	・燃料電池自動車の普及促進のため、商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助
	埼玉県、東京都、千葉県、愛知県	・200台以上の自動車を使用する事業者に一定割合の低公害車導入の義務づけ
公共の率先導入	千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、一部市区町村	・公用車への低公害車の率先導入

【表4】低公害車の普及促進の取組例

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(3) 低公害車の普及促進

- ▶ 乗用車の新車販売台数に占める電動車(注)の比率は増加
(政府目標は2035年に新車販売台数に占める電動車の割合を100%)

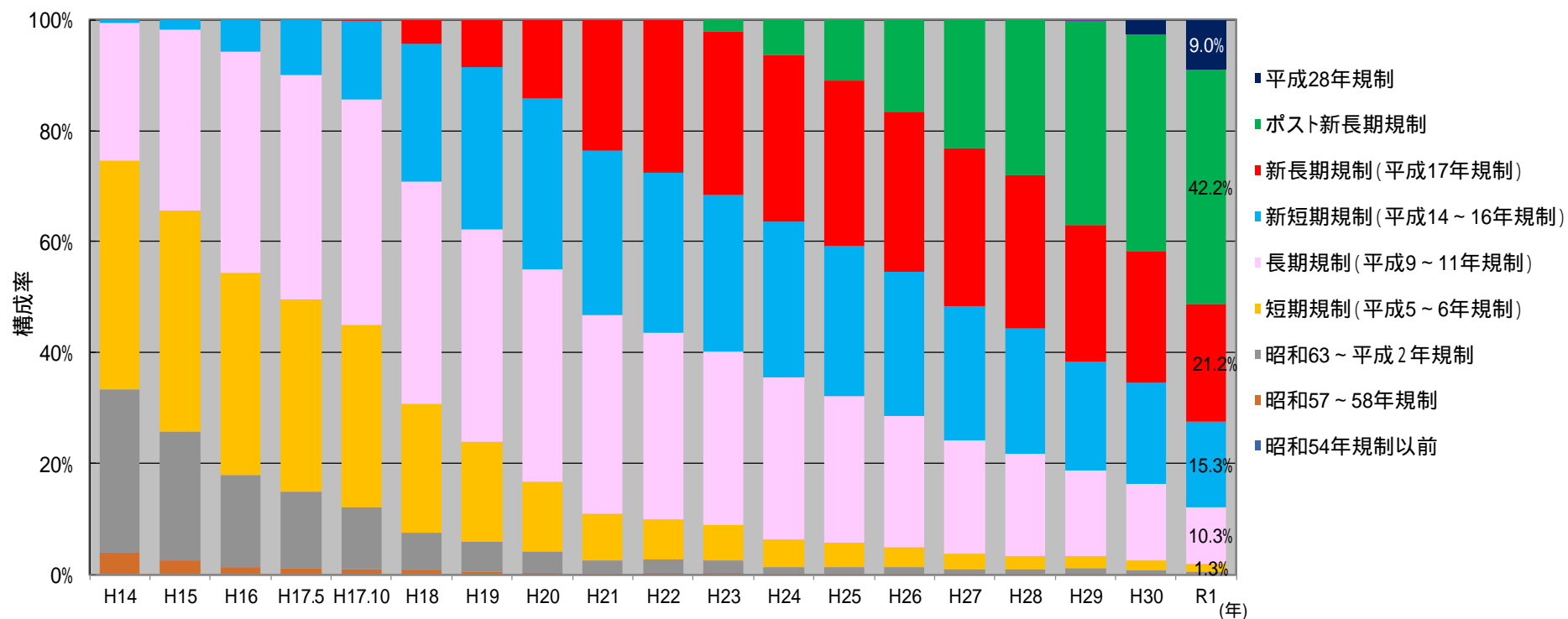


【図16】新車(乗用車)販売台数に占める電動車の比率の推移(全国)

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(3) 低公害車の普及促進

ポスト新長期規制の厳しい基準に適合した車両の比率が増加している。



【図17】対策地域内における普通貨物車の規制区分別通行台数比率の推移

出典：自動車交通環境影響総合調査(環境省)

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(4) エコドライブの普及促進

- ▶ 国においては関係省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)からなる「エコドライブ普及連絡会」において、「エコドライブ10のすすめ」の策定や、毎年11月のエコドライブ推進月間を通じて、普及啓発を図っている。
- ▶ 関係都府県等においてもエコドライブの普及推進体制の整備や、エコドライブ講習会の開催、啓発等が行われている。
- ▶ 以下が関係各者の取組例。(詳細は別紙1、別紙2参照)

主な体制整備・取組み	実施主体	取組内容
条例による推進等	全都府県	・運転者へアイドリングストップの義務づけ等を実施
講習会の実施	9都府県()、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府	・事業者を対象とした講習会の実施
運転者への情報提供	神奈川県	・NO ₂ 高濃度時に登録アドレスあてに情報提供、エコドライブ実施や不要不急の自動車利用自粛の呼びかけ
	愛知県	・NO ₂ ・SPM日平均値の環境基準超過が予測される場合、道路交通情報板によりドライバーに協力を呼びかけ
運転者への支援措置	神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県	・エコドライブシミュレーターの貸し出し
普及啓発の取組	警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省	・エコドライブ普及連絡会における「エコドライブ10のすすめ」の策定や、毎年11月のエコドライブ推進月間を通じた普及啓発
	兵庫県	・街頭啓発やイベントでのキャンペーンなどによる県民への啓発

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(5) 交通需要の調整・低減

- ▶ 基本方針においては、「交通需要の調整・低減」として、効率的な物流システムの構築、輸送効率向上のための営業用トラックの積極的活用や共同輸配送の推進、プローブ情報の収集活用やITSによる物流の情報化推進、海運・鉄道の積極的活用、トラックターミナル等の物流施設の複合化・高度化の推進、公共交通機関の利用促進、パークアンドライド、自転車道等の整備、カーシェアリングの取組等を掲げている。
- ▶ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されている。
- ▶ 以下が関係各者の取組例。(詳細は別紙1、別紙2参照)

主な取組み	実施主体	取組内容
公共交通機関利用促進	各都府県	・公共交通機関の整備および利便性の向上、コミュニティバスの運行等
	東京都、神奈川県、愛知県	・パークアンドライドの取組の推進
物流の効率化	国土交通省、経済産業省	・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト、宅配便再配達削減、トラック輸送の効率化の推進等
自転車利用の推進	東京都	・自転車シェアリングの普及促進
	愛知県	・リニモを利用する方を対象とした登録制のレンタサイクル事業の実施
	国土交通省	・自転車活用推進計画に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入支援等
マイカー使用抑制	神奈川県	・ノーマイカーデーとして、市町村職員に取組の呼びかけ
	三重県	・「みえエコ通勤デー」など、企業と共同した通勤対策の実施

4 . 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(6) 交通流対策の推進

- ▶ 基本方針においては、「交通流対策の推進」として、幹線道路ネットワークの整備、交通渋滞の解消のための立体交差化・交差点の改良等のボトルネック対策、駐車場の整備等の駐停車対策、道路交通情報通信システム(VICS)等の整備拡充、ITSの活用、ETC車載器等の国の率先導入と普及広報等の取組みの推進を掲げている。
- ▶ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されている。
- ▶ 以下が関係各者の取組例。(詳細は別紙1、別紙2参照)

主な取組	実施主体	取組内容
道路整備	各都府県、道路管理者	・右左折レーン設置などの交差点改良、放射道路、環状道路、バイパス等道路ネットワークの整備、道路拡幅、退避所設置、連続立体交差化事業の実施
交通規制等の実施	阪神高速道路(株)	・交通規制の実施、交通渋滞予測情報の発信、環境ロードプライシングの実施
	各都府県警察	・バス専用(優先)通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定等の各種交通規制の実施
駐車対策の推進	各都府県警察	・違法駐車取締りを実施
	各都府県	・駐車場整備を実施
高速道路交通システム(ITS)、新交通管理システム(UTMS)の推進	各都府県警察	・ITCS(高度交通管制システム)の推進、AMIS(交通情報提供システム)の整備拡充等
	愛知県	・産・学・行政が一体となった「愛知県ITS推進協議会」の活動として、ITSの推進に向け、県民等に普及・啓発活動等を実施
ボトルネック対策	国土交通省	・環境基準を達成していない地域を中心にバイパス整備、交差点改良等を実施 ・連続立体交差点事業や道路の立体化等による開かずの踏切等の解消

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(7) 局地汚染対策の推進

- ▶ 基本方針においては、「局地汚染対策の進め方」として、汚染メカニズムについての解析調査、交差点の改良、道路緑化・環境施設帯の整備、エコドライブ等排出量低減に効果のある自動車使用の協力の促進、ITSの活用等、地域の実情に応じた対策を関係機関の連携の下で進めることとしている。
- ▶ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されている。
- ▶ 以下が関係各者の取組例。(詳細は別紙1、別紙2参照)

主な取組	実施主体	取組内容
交通負荷低減	各都府県警察	・交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図る
地域取組	川崎市	・かわさき自動車対策推進協議会で、国、県、県警、市、地域の荷主、発注者、運送事業者等での情報共有及び連携取組推進
	千葉県、兵庫県	・季節対策として、毎年11月～1月の期間の自動車排出ガス対策等の周知・要請
事業者対策推進	神奈川県・川崎市	・川崎市条例に基づき、荷主、荷受人の要請による運送事業者のエコドライブ・低公害車使用を推進 ・常時監視局のNO ₂ が高濃度となった際に迂回やエコドライブを促す電子メール配信や道路情報板を通じた情報提供(対象:川崎市内)
調査検討	千葉県	・継続的・安定的な達成に至っていない常時監視測定局2局について対策検討のための原因調査を実施(NO _x 汚染の実態の解明、環境再生保全機構のシミュレーション(ESCFD)等の実施)
	東京都	・松原橋周辺の公定法による窒素酸化物の測定及び、交通量・ナンバープレート調査
沿道環境の改善	国土交通省	・環境基準を達成していない地域を中心としたバイパス整備や交差点改良等の対策等推進

4. 基本方針に掲げる総量削減施策の状況

(8) 普及啓発活動の推進

- ▶ 関係都府県及び関係省庁等においては、低公害車の普及拡大等の関連する普及啓発の取組が実施されている。
- ▶ 複数の基本的事項に係る都府県の普及啓発に関連する取組例。(詳細は別紙2参照)

主な取組	実施主体	取組内容
基本的事項横断的な普及啓発	千葉県	・エコメッセちばにて、パネル展示やエコドライブ体験、電気自動車・燃料電池自動車の展示・試乗会 ・水素をテーマにしたエコセミナーの開催
	東京都	・電気自動車や燃料電池自動車の試乗実施
	愛知県	・あいち地球温暖化防止戦略あいち自動車環境戦略推進大会を開催し、自動車エコ事業所認定授与式、講演等を実施 ・あいちFCV普及促進協議会を開催し、愛知県地域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進
	三重県	・対策地域内荷主・運送業者800社にヒアリング、各種対策啓発パンフレット等を配布。NOx・PM排出量計算システムやエコドライブ計算システムをホームページで提供。
	大阪府	・事業者等の環境に配慮した自動車利用の取組を推進する「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」の実施、啓発リーフレット・ポスター作成配布、セミナー開催等 ・自動車環境対策に関する情報のホームページへの掲載やメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信

【表9】各自治体における普及啓発活動の取組例

関係省庁における自動車NOx・PM対策施策
(施策内容・成果の個票)

別紙1

取組項目	
1	自動車単体対策
2	車種規制、流入車対策
3	低公害車普及促進
4	エコドライブ普及促進
5	交通需要の調整・低減
6	交通流対策推進
7	局地汚染対策

頁	取組項目	所管省庁	担当部局	施策・事業名称
1	2,3,4,5	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策
2	1	環境省	水・大気環境局総務課環境管理技術室	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化(大気汚染防止法)
3	1	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	自動車の排出ガス規制値強化(道路運送車両の保安基準)
4	1	国土交通省	自動車局整備課 安全・環境基準課	不正改造車を排除する運動
5	1	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	適正な燃料の使用促進方策の強化
6	2	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく車種規制
7	2	国土交通省 環境省	国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度
8	2	警察庁	交通局交通規制課	排出基準非適合車の運行対策
9	2	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 産業技術環境局環境管理推進室 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)
10	3	経済産業省	製造産業局 自動車課	グリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
11	3	経済産業省	製造産業局 自動車課	環境対応車普及促進事業
12	3	経済産業省	資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業
13	3	経済産業省	資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室	水素供給設備整備事業
14	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助
15	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
16	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
17	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
18	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	特殊自動車における低炭素化促進事業
19	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金(低公害車関連)
21	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車税・軽自動車税のグリーン化
23	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車重量税・自動車取得税の時的な税率軽減措置
27	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例
29	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	自動車税・軽自動車税の環境性能割
31	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省 製造産業局自動車課 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課 国土交通省 自動車局安全・環境基準課 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置
32	3	環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	エコライフ・フェアの開催
34	3	国土交通省	自動車局安全・環境基準課	産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業
35	3	国土交通省	自動車局技術・環境政策課	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業
37	4	警察庁 経済産業省 国土交通省 環境省	警察庁 交通局交通規制課 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課 国土交通省 総合政策局環境政策課 環境省 自動車環境対策課	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施
38	4	経済産業省 国土交通省	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課	輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金(陸上輸送機器の実使用時燃費改善事業(トラック輸送のエコドライブ実証事業(エコドライブの実証及び運行データの収集に要する経費の一部を補助する事業)))
40	4	経済産業省 国土交通省	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課	貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業)
42	5	国土交通省	総合政策局交通政策課	公共交通機関の利用促進
43	5	国土交通省 経済産業省	国土交通省 総合政策局物流政策課、参事官(物流産業)室、鉄道局鉄道事業課貨物鉄道政策室、海事局内航課、総務課企画室、港湾局海洋・環境課、自動車局貨物課 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	グリーン物流の推進
44	5	国土交通省	道路局参事官	安全で快適な自転車利用環境の創出
45	6	国土交通省	道路局環境安全・防災課	交差点の立体化等のボトルネック対策
46	6	国土交通省	道路局路政課	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策
47	6	警察庁	交通局交通規制課	交通規制の実施、違法駐車等の排除
48	6	警察庁	交通局交通規制課	ITSの活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備
49	6	国土交通省	道路局高速道路課	ETCの普及促進
50	6	国土交通省	道路局ITS推進室	VICSの整備拡充・普及促進
51	6	国土交通省	道路局道路交通安全対策室	駐車場等の整備
52	6	国土交通省	道路局道路メンテナンス企画室	路上工事の縮減
53	7	国土交通省	道路局環境安全・防災課	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等 (3)低公害車普及促進 (4)エコドライブ普及促進 (5)交通需要調整・低減	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。)		
概要	一定数以上の車両を使用する事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成・提出し、併せてその実施状況の報告を行うことを通じて、事業者の排出抑制対策を推進する。		
施策・事業内容			
<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所管大臣において、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置に関する事業者の判断基準を策定。 ・特定事業者(1の都道府県の対策地域内で自動車を30台以上使用する事業者)において、以下～排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都道府県知事(自動車運送事業者においては運輸局)に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車NOx・PM法排出基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入 エコドライブの実施、車両の維持管理 車両の有効利用の促進(共同輸配送の促進、帰り荷の確保、輸送頻度の削減等) モーダルシフト、情報化、物流施設の高度化等による車両走行量の削減 ・都道府県知事(自動車運送事業者においては国土交通大臣)は、事業者に対し指導・助言を行うとともに、取組の著しく不十分な特定事業者に対して勧告・公表・命令を行うことができる。 			
参考資料			
<p>自動車使用管理計画について http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/kanrikeikaku.html</p>			

(所管) 環境省 水・大気環境局総務課環境管理技術室

関連項目	(1)自動車単体対策の強化等	実施期間	昭和 47 年から継続
施策・事業名	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化		
関連法令・計画等名称	大気汚染防止法第 19 条第 1 項、第 3 項(自動車排出ガスの量の許容限度、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度) 大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項(自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度)		
概要	環境省告示である自動車や特定特殊自動車の排出ガスの量の許容限度、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別または自動車の燃料の種類ごとに許容限度を定め、逐次強化を行っている。		
施策・事業内容			
<p>自動車排出ガスの量の許容限度及び特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成 22 年 7 月 中央環境審議会)において、ディーゼル重量車に係る世界統一試験方法(WHDC)の導入及び次期排出ガス目標値が、(第十一次答申)」(平成 24 年 8 月 中央環境審議会)において、二輪車に係る世界統一試験方法(WMTC)の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 27 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)」(平成 27 年 2 月 中央環境審議会)において、乗用車等に係る世界統一試験方法(WLTP)の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 28 年 4 月に許容限度告示の改正を行った。 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十三次答申)」(平成 29 年 5 月 中央環境審議会)において、二輪自動車の排出ガス許容限度目標値の強化や筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車へ PM の排出量の規制導入、また、燃料蒸発ガス低減対策の規制強化等について示され、平成 30 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十四次答申)」(令和 2 年 8 月 中央環境審議会)において、ディーゼル車及び筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車への PM の粒子数を制限する PN 規制の導入やガソリン・LPG を燃料とする特殊自動車への過度モードの導入及び許容限度目標値の強化、また、乗用車等における排出ガス試験法のさらなる国際調和等が示され、令和 3 年 8 月に許容限度告示の改正を行った。 <p>自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成 22 年 7 月 中央環境審議会)において、E10 の含酸素率上限及び蒸気圧について示され、平成 24 年 3 月に許容限度告示の改正を行った。 			
参考資料			
<p>中央環境審議会大気・騒音振動部会 今後の自動車排出ガス低減対策のあり方 http://www.env.go.jp/air/car/taisaku/index.html</p>			

(所管) 国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	昭和 48 年から継続
施策・事業名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両の保安基準第 31 条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和 48 年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリンを燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等 昭和 48 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法 (WLTP) の導入を行った。 ・ 軽油を燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等 (車両総重量 3.5t 以下) 昭和 49 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法 (WLTP) の導入を行った。 ・ 軽油を燃料とする貨物自動車等 (車両総重量 3.5t 超) 昭和 49 年より規制開始。最新の規制は平成 28 年排出ガス規制。 ・ 二輪自動車 平成 10 年より規制開始。平成 22 年 10 月に二輪自動車に係る世界統一試験方法 (WMTC) の導入を行い、平成 31 年 2 月に規制値の強化を行った。 ・ 軽油を燃料とする特殊自動車 平成 15 年より規制開始。最新の規制は平成 26 年排出ガス規制。 ・ ガソリンを燃料とする特殊自動車 平成 19 年より規制開始。 			
参考資料			

(所管) 国土交通省 自動車局整備課 安全・環境基準課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成2年度から 継続実施中
施策・事業名	不正改造車を排除する運動		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		
施策・事業内容			
<p>関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体(不正改造防止推進協議会)等と連携し、地方運輸局ごとに定める1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、下記の様々な運動を全国的に実施した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>街頭検査の実施 期間中、警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施した。平成23年～令和2年度の強化月間中に、全国で2,838回、195,822台に対して街頭検査を行った。</p> <p>不正な二次架装の防止 不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行った。</p> <p>不正改造情報の収集 自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口及び迷惑黒煙相談窓口「不正改造車・黒煙110番」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行った。</p> <p>不正改造防止の啓発 上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行った。</p>			
参考資料			

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成17年度から継続
施策・事業名	適正な燃料の使用促進方策の強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法第41条(道路運送車両の保安基準第8条第1項) 道路運送車両法第54条第1項		
概要	街頭検査等の際に使用される燃料に係る検査等を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。		
施策・事業内容			
<p>近年、排出ガス規制の強化等に対応するため、排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しているが、排出ガス浄化装置が本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にある。</p> <p>国土交通省では、不正軽油の使用による自動車の構造・装置への影響について実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車(硫黄分質量比が0.005%(50ppm)以下の軽油の使用を前提に設計)については、少なくとも硫黄分の質量比が0.02%(200ppm)以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第8条第1項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。</p> <p>以上を踏まえ、平成17年度より、使用されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定し、硫黄分の質量比が高い軽油を使用している自動車の利用者に対し、適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導している。特に、硫黄分の質量比が0.02%(200ppm)以上の不正軽油を使用している利用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。</p> <p>【燃料検査件数】</p> <p>平成17年度実績 1,063件 平成18年度実績 1,573件(うち整備命令発令件数 2件) 平成19年度実績 1,647件(うち整備命令発令件数 1件) 平成20年度実績 1,445件 平成21年度実績 1,378件 平成22年度実績 1,261件(うち整備命令発令件数 1件) 平成23年度実績 1,335件 平成24年度実績 1,117件(うち整備命令発令件数 1件) 平成25年度実績 1,207件 平成26年度実績 911件 平成27年度実績 756件 平成28年度実績 872件 平成29年度実績 979件(うち整備命令発令件数 2件) 平成30年度実績 906件 令和元年度実績 736件 令和2年度実績 223件</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成5年度から継続
施策・事業名	自動車NOx・PM法に基づく車種規制		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。) 道路運送車両の保安基準第31条の2		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち自動車NOx・PM法に基づく排出基準値を満たさないものについては、対策地域内に使用の本拠を置くことができない。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき、トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関してNOx排出基準及びPM排出基準を定め、これらの基準に適合しないものは、新車・使用過程車の別なく対策地域内に使用の本拠の位置を置くことができないこととするもの。			
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)			
車両総重量区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km	
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh	
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)	
使用過程車についての猶予期間に伴う使用可能期間は、平成27年度中ですべての車種について満了。			
参考資料			
自動車NOx・PM法について https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html			

(所管) 環境省水・大気環境局自動車環境対策課
国土交通省自動車局安全・環境基準課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 19 年度(平成 20 年 1 月 1 日より継続)
施策・事業名	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(「自動車NOx・PM法」という。以下同じ。)		
概要	自動車NOx・PM法に適合した車両へのステッカーの貼付により、対策地域外からの流入車の適合車への転換を促進。		

施策・事業内容

(事業内容)

自動車NOx・PM法の排出ガス基準に適合している車両を判別できるようにするためのステッカーの貼付を推進する。荷主や荷受人等において自動車NOx・PM法適合車かどうかを容易に判別できるようにし、ステッカー貼付車両の確認と使用を推奨することにより、対策地域外からの流入車について自動車NOx・PM法適合車への早期の転換を推進する。

(実施方法)

自家用車については環境省、運送事業者については国土交通省において交付申請を受け付け、車検証記載内容を確認の上でステッカーを交付する。平成 20 年 1 月以降に新規登録されるディーゼル重量車については、車両製造事業者または販売事業者において販売時にステッカーを貼付けることとなっている。

なお、国土交通大臣認定低排出ガス車のステッカーは、自動車NOx・PM法適合ステッカーと同等として扱っている。

年度	自家用交付枚数	事業用交付枚数
平成 19 (20 年 1 月より)	900	19,595
平成 20	1,620	5,467
平成 21	313	3,594
平成 22	2,951	8,657
平成 23	1,094	3,781
平成 24	147	364
平成 25	40	273
平成 26	85	126
平成 27	102	151
平成 28	119	84
平成 29	83	54
平成 30	32	25
令和元	19	22
令和 2 年度	34	9

参考資料

自動車NOx・PM法適合車ステッカーについて
<https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」等事件の検挙		
施策・事業内容			
<p>実施内容 検挙事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に所在する営業実態のない営業所を「使用の本拠の位置」として偽り、所有するダンプについて、継続的に不正な車検を受けて車庫飛ばしをしていた建築業者等を道路運送車両法違反等で検挙【平成 25 年 2・3 月埼玉県警察】 ・ 対策地域内において、排ガス排出基準に適合しないバスを運行し、大阪府知事から命令を受けたにもかかわらず、反復継続して運行するなどしたバス事業者 3 社を大阪府生活環境の保全等に関する条例（車種規制適合車等の使用命令等）違反で検挙【平成 25 年 5 月大阪府警察】 ・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に事業所が所在する別会社を所有者と偽り、所有する工事作業用車両について、虚偽の自動車登録をして車庫飛ばしをしていた通信設備工事会社元役員等を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で検挙【平成 26 年 2 月愛知県警察】 ・ NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、自身の所在地、車両使用の本拠地を対策地域外に偽り、保管場所についても対策地域外に所在する空き地として自動車保管場所証明申請書を管轄警察署に提出した上で自動車保管場所証明書の発行を受け、これを運輸支局に提出して自動車の移転登録を行い、自動車登録ファイルに不実を記録させた古紙回収業者等を、電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙【令和 2 年 2 月静岡県警察】 			
参考資料			










(所管) 経済産業省 産業技術環境局環境管理推進室
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成19年度 ～26年度
施策・事業名	株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」(自動車NOx・PM法関連)		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第46条		
概要	自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、必要な設備資金の融資を行う。		
施策・事業内容			
自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車またはNOx・PM低減装置を取得する者に対して、株式会社日本政策金融公庫より、必要な設備資金の融資を行った(当該施策は平成26年度末で終了。)			
<p>(1)貸付対象 自動車NOx・PM法の基準を満たした自動車に買い換える者、NOx・PM低減装置(後付け)を装着する者</p> <p>(2)貸付限度 中小企業事業：7億2千万円、国民生活事業：7千2百万円</p> <p>(3)貸付期間 設備資金 15年以内</p> <p>(4)貸付利率 (対策地域内)中小企業事業：特別利率、国民生活事業：特別利率 (対策地域外)中小企業事業、国民生活事業：特別利率</p> <p>(5)貸付実績 (中小企業事業) 平成23年度：982百万円(14件)、平成24年度：177百万円(5件)、平成25年度：285百万円(8件)、平成26年度：113百万円(5件) (国民生活事業) 平成23年度：115百万円(9件)、平成24年度：136百万円(9件)、平成25年度：63百万円(5件)、平成26年度：47百万円(3件)</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局 自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	継続実施中				
施策・事業名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金						
関連法令・計画等名称	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車産業戦略2014」(平成26年11月策定) ・「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月閣議決定) ・「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定) ・「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定) ・「次世代自動車戦略2010」(平成22年4月12日、経済産業省次世代自動車戦略研究会) ・「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月、閣議決定) ・「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月、閣議決定) 						
概要	クリーンエネルギー自動車等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車等を導入する者に対して、その導入に必要な費用の一部を補助する。						
施策・事業内容							
<p>実施内容</p> <p>・補助対象・補助額(令和2年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入 </td> <td style="vertical-align: top;"> 電気自動車： $(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})$ プラグインハイブリッド自動車： 定額 クリーンディーゼル自動車： 燃料電池自動車： $(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}$ 基準額... 同種・同格のガソリン車の価格等 </td> </tr> </tbody> </table>				補助対象	補助額	クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入	電気自動車： $(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})$ プラグインハイブリッド自動車： 定額 クリーンディーゼル自動車： 燃料電池自動車： $(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}$ 基準額... 同種・同格のガソリン車の価格等
補助対象	補助額						
クリーンエネルギー自動車(電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車)の導入	電気自動車： $(\text{一充電走行距離} - 200) \times (\text{一充電走行距離} 1 \text{ km 当たりの補助単価})$ プラグインハイブリッド自動車： 定額 クリーンディーゼル自動車： 燃料電池自動車： $(\text{車両価格} - \text{基準額}) \times \text{補助率}$ 基準額... 同種・同格のガソリン車の価格等						
<p>事業実施量</p> <p>補助実績(令和2年度)</p> <p>電気自動車10,936台、プラグインハイブリッド自動車8,989台、クリーンディーゼル自動車12,094台、燃料電池自動車423台</p>							
参考資料							
<p>補助事業 HP</p> <p>・一般社団法人次世代自動車振興センター</p> <p>http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/index.html</p>							

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成23年度第4次補正予算														
施策・事業名	環境対応車普及促進事業																
関連法令・計画等名称	「経済危機対策」(平成21年4月10日発表) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日発表)																
概要	環境性能に優れた新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図る。																
施策・事業内容																	
<p>実施内容</p> <p>以下の要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する。(平成23年度補正予算事業)</p> <p><乗用車等 1> (登録車等・軽自動車)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環 境 要 件</th> <th style="text-align: center;">登 録 車 等</th> <th style="text-align: center;">軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成^{2 3}  </td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">7万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 乗車定員が10人以下の乗用車及び車両総重量が3.5トン以下のトラック・バス(バンを含む)。 2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車(乗用自動車)も対象。</p> <p><重量車> (トラック・バス)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環 境 要 件</th> <th style="text-align: center;">小型¹ (GVW3.5トクラス)</th> <th style="text-align: center;">中型¹ (GVW8トクラス)</th> <th style="text-align: center;">大型¹ (GVW12トクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度燃費基準達成^{2 3} </td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">90万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「小型」: 車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のトラック及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のバス。 「中型」: 車両総重量が7.5トンを超え12トン以下のトラック及び車両総重量が8トンを超え12トン以下のバス。 「大型」: 車両総重量が12トンを超えるトラック・バス。 2 公式燃費値を有さない場合については、相応の環境要件を満たすと認められること。 3 このほか、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車も対象。</p> <p>事業実施量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算規模: 3,000億円 ・ 交付台数: 約290万台 				環 境 要 件	登 録 車 等	軽自動車	平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成 ^{2 3}  	10万円	7万円	環 境 要 件	小型 ¹ (GVW3.5トクラス)	中型 ¹ (GVW8トクラス)	大型 ¹ (GVW12トクラス)	平成27年度燃費基準達成 ^{2 3} 	20万円	40万円	90万円
環 境 要 件	登 録 車 等	軽自動車															
平成27年度燃費基準達成または平成22年度燃費基準25%超過達成 ^{2 3}  	10万円	7万円															
環 境 要 件	小型 ¹ (GVW3.5トクラス)	中型 ¹ (GVW8トクラス)	大型 ¹ (GVW12トクラス)														
平成27年度燃費基準達成 ^{2 3} 	20万円	40万円	90万円														
参考資料																	
<p>一般社団法人次世代自動車振興センターHP http://www.cev-pc.or.jp/ECO/index.htm</p>																	

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 23 年度 ～平成 27 年度
施策・事業名	地域水素供給インフラ技術・社会実証事業		
関連法令・計画等名称	科学技術イノベーション戦略(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) 日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日閣議決定)		
概要	2015 年の燃料電池自動車の市場導入に向け、よりスムーズな普及拡大を図るため、燃料電池自動車の実証走行などによる市場形成に向けたユーザーの利便性、社会受容性等を調査・検証し、四大都市圏等を中心に社会受容性の向上を目指した。また、ビジネスを前提にした条件下において、燃料電池自動車・水素供給インフラの運用に重要な規制見直しや標準化・基準化のためのデータ取得等を行い、ステーションの早期のコストダウンを目指した。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>・水素充填圧 70MPa の水素供給インフラの実証研究を行い、その成果を活用して国際標準プロトコルの安全性検証、製品水素の品質管理基準・標準手法の確立、水素計量基準の確立等を実施した。またステーションの建設に係る許認可取得項目について、ステーションでの運用実績を通じて商用ステーションの整備につなげた。</p> <p>施策・事業効果</p> <p>平成 26 年度からの商用水素ステーションの開所につなげた。</p> <p>平成 27 年度の実績</p> <p>本事業の成果も活用し、平成 27 年度には、57 箇所の商用水素ステーションが開所された。</p> <p>(当該施策は平成 27 年度末で終了。)</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 水素・燃料電池戦略室

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 25 年度から 継続実施中
施策・事業名	水素供給設備整備事業（平成 25 年度～平成 27 年度） 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金（平成 28 年度～継続中）		
関連法令・計画等名称	地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定） 水素基本戦略（平成 29 年 12 月 26 日関係閣僚会議決定） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日閣議決定） 水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成 31 年 3 月 12 日策定） 統合イノベーション戦略（令和元年 6 月 21 日閣議決定）		
概要	FCV の普及に不可欠な水素ステーションの整備を進めるため、水素ステーションの整備者に対し当該整備費用の一部を補助する。 また、FCV の普及拡大や新規事業者の水素供給ビジネスへの参入促進を図るため、水素ステーションを活用した普及啓発活動や FCV ユーザーの情報の収集・共有等、FCV の需要を喚起するための活動に必要な費用の一部を補助する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 燃料電池自動車の普及を促進するため、商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助</p> <p>事業実施量</p> <p>単年度整備済み箇所数 平成 28 年度 14 箇所 平成 29 年度 6 箇所 平成 30 年度 9 箇所 令和元年度 13 箇所 令和 2 年度 23 箇所</p> <p>整備済み累積箇所数 令和 2 年度末 140 箇所（他 22 箇所整備中）</p> <p>その他 水素ステーション整備目標数（水素・燃料電池戦略ロードマップ策定（平成 31 年 3 月 12 日）） 令和 2 年度 160 箇所 令和 7 年度 320 箇所</p>			
参考資料			
<p>水素・燃料電池戦略ロードマップ策定 https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190312001/20190312001-1.pdf</p>			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 26 年度から継続
施策・事業名	中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助		
関連法令・計画等名称			
概要	中小企業である貨物運送事業者において長期経年車を環境対応型ディーゼルトラックに代替することにより、CO ₂ 排出削減と併せて大気汚染物質排出削減を図る。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 中小企業である貨物運送事業者において、長期経年車（平成 16 年度以前に新規登録されたもの）の環境対応型ディーゼルトラック（ポスト新長期規制に適合し、かつ燃費水準または排ガス排出水準について一定の基準を満たすもの）への代替を支援する事業</p> <p>2 補助額 1 台あたり 大型 100 万円、中型 70 万円、小型 40 万円</p> <p>3 実績 平成 26 年度 3,106 台（1,693 事業者） 平成 27 年度 3,548 台（1,775 事業者） 平成 28 年度 3,701 台（5,987 事業者） 平成 29 年度 5,987 台（3,588 事業者） 平成 30 年度 6,082 台（4,559 事業者） 令和元年度 6,075 台（4,780 事業者） 令和 2 年度 7,684 台（4,619 事業者）</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	令和元年度から継続
施策・事業名	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業		
関連法令・計画等名称			
概要	この事業は、EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック及びEVバスなど、環境配慮型先進トラック・バスの導入及び電気自動車用充電設備の設置に要する経費の一部を補助により普及促進を図り、CO ₂ 排出削減と併せて大気汚染物質排出削減をする。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック及びEVバスなど、環境配慮型先進トラック・バスの導入及び電気自動車用充電設備の設置に要する経費の一部を補助する事業。</p> <p>2 補助額 標準的燃費水準車両との差額の1/2 (HV・PHV・NGV) 2/3(EV) 電気自動車用充電設備の導入費用の1/2</p> <p>3 実績 令和元年度 251台 (HV76台、EV175台)(31事業者) 令和2年度 254台 (HV121台、EV133台)(50事業者)</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 30 年度から継続
施策・事業名	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	水素社会実現に向け、燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入を支援する。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 水素社会実現に向けた燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入支援事業。</p> <p>2 補助額 燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、導入実績がある場合：1/3） 燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の 1/2 （ただし、導入実績がある場合:エンジン車両との差額の 1/3)</p> <p>3 実績 平成 30 年度 フォークリフト 76 台、バス 28 台（14 事業者） 令和元年度 フォークリフト 79 台、バス 45 台（17 事業者） 令和 2 年度 フォークリフト 82 台、バス 24 台（13 事業者）</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	令和2年度から継続
施策・事業名	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業		
関連法令・計画等名称			
概要	荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。</p> <p>2 補助率 1 / 2</p> <p>3 実績 令和2年度 2,006台(2事業者)</p>			
参考資料			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から平成 26 年度
施策・事業名	特殊自動車における低炭素化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	低炭素化が遅れているオフロード車について、ハイブリッドオフロード車等の導入に係る費用の一部補助を行うことで普及促進を図り、大気汚染物質の排出削減を図る。		
施策・事業内容			
<p>1 対象事業 ハイブリッドオフロード車等（ショベルローダ、ブルドーザ、フォークリフト）を導入する事業</p> <p>2 補助額 通常車両との価格差の 1 / 2 （ 1 台あたり補助上限額：1,300 千円）</p> <p>3 実績 平成 2 3 年度 79 台 （先進的次世代車普及促進事業） 平成 2 4 年度 73 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成 2 5 年度 71 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業） 平成 2 6 年度 15 台 （特殊自動車における低炭素化促進事業）</p>			
参考資料			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成13年度以降 ～平成31年度
施策・事業名	日本政策金融公庫による低利融資：環境・エネルギー対策資金（低公害車関連）		
関連法令・計画等 名称	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月閣議決定（全部改訂）） ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定） ・新成長戦略（平成22年6月閣議決定） ・日本再生戦略（平成24年7月閣議決定） ・日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） ・エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定） 		
概要	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）を取得する場合に、低利融資を行うことで経済的インセンティブを付与し、低公害車の普及を促進している。		

施策・事業内容

実施内容

1. 貸付対象

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ポスト新長期規制適合車のうちディーゼル自動車又は燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）

2. 貸付限度

- ・国民生活事業：7,200万円
- ・中小企業事業：直接貸付 7億2千万円
代理貸付 1億2千万円

3. 貸付期間

20年以内（据置期間2年以内）

4. 貸付利率

- ・国民生活事業：特別利率
- ・中小企業事業：基準利率。ただし、4億円を限度として特別利率

事業実施量

【融資実績】

	国民生活事業		中小企業事業	
	件数	実績	件数	実績
平成23年度	1,751件	77.8億円	361件	86.5億円
平成24年度	2,754件	130.9億円	627件	148.2億円
平成25年度	3,187件	157.8億円	449件	96.7億円
平成26年度	2,907件	152.5億円	345件	88.7億円
平成27年度	3,018件	157.0億円	379件	107.0億円
平成28年度	1,213件	93.1億円	507件	147.1億円
平成29年度	916件	79.6億円	470件	124.0億円
平成30年度	626件	59.0億円	478件	127.0億円
平成31年度	419件	44.4億円	551件	155.4億円

令和2年度 制度終了によ る経過措置分	18件	2.6億円	48件	15.6億円
参考資料				
【国民生活事業】	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html			
【中小企業事業】	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html			

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 13 年度以降継続
施策・事業名	自動車税・軽自動車税のグリーン化		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定) 未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和 2 年 12 月 25 日策定)		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、一定年数を経過した自動車・軽自動車に対して重課する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置を適用</p> <p>(1)平成 29～令和 2 年度の制度概要(適用期間:平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)</p> <p>自動車税</p> <p>(軽課)</p> <p>概ね 75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合) 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両 <p>概ね 50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両 <p>(重課)</p> <p>概ね 15%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> 車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く) <p>軽自動車税</p> <p>(軽課)</p> <p>概ね 75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合) <p>概ね 50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両 <p>概ね 25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両 <p>(重課)</p> <p>概ね 20%重課</p> <ul style="list-style-type: none"> 車齢 13 年超の三輪以上の軽自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く) 			

(2) 平成 28 年度の制度概要 (適用期間 : 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日)

自動車税

(軽課)

概ね 75%軽減

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合)

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両

概ね 50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+20%を達成している車両

(重課)

概ね 15%重課

- ・車齢 11 年超のディーゼル車や、車齢 13 年超のガソリン車・LPG 車 (電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く)

軽自動車税

(軽課)

概ね 75%軽減

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減)

概ね 50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%を達成している車両

概ね 25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

(重課)

概ね 20%重課

- ・車齢 13 年超の三輪以上の軽自動車 (電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く)

施策・事業効果

自動車税

(税額)

平成 28 年度 軽課 518 億円 重課 408 億円

平成 29 年度 軽課 469 億円 重課 428 億円

平成 30 年度 軽課 326 億円 重課 444 億円

令和元年度 軽課 334 億円 重課 450 億円

軽自動車税

(税額)

平成 28 年度 軽課 51 億円 重課 235 億円

平成 29 年度 軽課 45 億円 重課 269 億円

平成 30 年度 軽課 34 億円 重課 283 億円

令和元年度 軽課 34 億円 重課 296 億円

参考資料

実施内容

- ・総務省 : 平成 28 ~ 令和 2 年度税制改正大綱

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

施策・事業効果

- ・総務省 : 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	自動車重量税：平成 21 年度以降継続 自動車取得税：平成 21 年度～令和元年 9 月
施策・事業名	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定）		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車重量税・自動車取得税を免税・軽減等する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置を適用</p> <p>(1) 令和元、2 年度の制度概要</p> <p>自動車重量税（適用期間：令和元年 5 月 1 日～令和 3 年 4 月 30 日）</p> <p>免税</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合） <p>新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両 <p>新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準+90%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税</p> <p>50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両 <p>25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両 <p>自動車取得税（適用期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）</p> <p>非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合） <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両 <p>50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両 <p>25%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両 			

20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

(2) 平成 30 年度の制度概要

自動車重量税 (適用期間 : 平成 30 年 5 月 1 日 ~ 平成 31 年 4 月 30 日)

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両

新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準 +50%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

本則税率

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両 (ハイブリッド自動車、軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限る)

自動車取得税 (適用期間 : 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日)

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両

80%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

60%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

40%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両

(3) 平成 29 年度の制度概要

自動車重量税 (適用期間 : 平成 29 年 5 月 1 日 ~ 平成 30 年 4 月 30 日)

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

新車新規登録時免税を受けた令和 2 年度燃費基準+40%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

50%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

25%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両

本則税率

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5%を達成している車両 (ハイブリッド自動車、軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限る)

自動車取得税 (適用期間 : 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日)

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合)

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両

60%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両

40%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両

20%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10%を達成している車両

(4) 平成 28 年度の制度概要

自動車重量税 (適用期間 : 平成 28 年 5 月 1 日 ~ 平成 29 年 4 月 30 日)

免税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合)

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%達成車

新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税

75%軽減

- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両
50%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両
25%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%を達成している車両
本則税率
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準を達成している車両（新車新規検査を受
検する時に限る）

自動車取得税（適用期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

非課税

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減）、プラグ
インハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合）
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%達成車
80%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両
60%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両
40%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+10%を達成している車両
20%軽減
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準+5%を達成している車両

施策・事業効果

（税額）

平成 28 年度	自動車重量税	730 億円	自動車取得税	1,747 億円
平成 29 年度	自動車重量税	720 億円	自動車取得税	1,432 億円
平成 30 年度	自動車重量税	660 億円	自動車取得税	1,438 億円
令和元年度	自動車重量税	620 億円	自動車取得税	703 億円
令和 2 年度	自動車重量税	600 億円		

参考資料

実施内容

- ・財務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html
 - ・総務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html
- 施策・事業効果
- ・財務省：税制改正要望（経済産業省）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/medi/04y_medi_k_12.pdf
 - ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 11 年度～令和元年 9 月
施策・事業名	中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)		
概要	環境性能の優れた自動車(中古車)を取得した場合、自動車取得税の課税標準から一定額を控除する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 適用期間中に新車新規登録等を受けるもの以外の車であって減税対象車を取得する場合に限り、特例措置を適用</p> <p>(1)平成 30、令和元年度の制度概要(適用期間:平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日)</p> <p>45 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合) 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +40%を達成している車両 <p>35 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両 <p>25 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両 <p>15 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両 <p>5 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両 <p>(2)平成 29 年度の制度概要(適用期間:平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)</p> <p>45 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合) 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +30%を達成している車両 <p>25 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%を達成している車両 <p>15 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +10%を達成している車両 <p>5 万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃費基準 			

+10%を達成している車両

(3) 平成 28 年度の制度概要 (適用期間: 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日)

45 万円控除

- ・電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排出ガス規制適合)
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+20%を達成している車両
35 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両
25 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準を達成している車両
15 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準+10%を達成している車両
5 万円控除
- ・平成 17 年排出ガス規制 75%低減かつ平成 27 年度燃費基準を達成している車両

施策・事業効果

(課税標準)

平成 28 年度 1,487 億円

平成 29 年度 1,174 億円

平成 30 年度 1,230 億円

令和元年度 612 億円

参考資料

実施内容

- ・総務省: 平成 28 ~ 平成 31 年度税制改正大綱
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html
- ・総務省: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	令和元年10月以降継続
施策・事業名	自動車税・軽自動車税の環境性能割		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成23年3月25日閣議決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和2年12月25日策定)		
概要	自動車の取得時に、自動車の環境性能に応じて自動車税・軽自動車税を課税する。		
施策・事業内容			
<p>実施内容 適用期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率を課税</p> <p>(1)令和元、2年度の制度概要(適用期間:令和元年10月1日~令和3年3月31日)</p> <p>自動車 非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合) 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+20%を達成している車両 1% 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+10%を達成している車両 2% 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準を達成している車両 3% 上記の要件に該当しない車両 <p>軽自動車 非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制 NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準+10%を達成している車両 1% 平成17年排出ガス規制 75%低減又は平成30年排出ガス規制 50%低減かつ令和2年度燃費基準を達成している車両 2% 上記の要件に該当しない車両 <p>令和元年10月1日~令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%分軽減</p> <p>施策・事業効果(臨時的な税率軽減措置)</p>			

(税額)

令和元年度 自動車税 226 億円 軽自動車税 19 億円

参考資料

実施内容

- ・総務省：平成 28～令和 2 年度税制改正大綱

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

施策・事業効果

- ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf

(所管) 経済産業省 製造産業局自動車課
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課
 国土交通省 自動車局安全・環境基準課
 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成9年度以降継続
施策・事業名	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(平成23年3月25日閣議決定) エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和2年12月25日策定) 水素・燃料電池戦略ロードマップ(平成28年3月22日改訂) 水素基本戦略(平成29年12月26日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定) 国土強靱化アクションプラン2018(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)		
概要	水素充てん設備、天然ガス充てん設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を、最初の3年度分を軽減する。		
施策・事業内容			
○実施内容 (1)令和元、2年度の制度概要 (対象(政府の補助を受けて取得した設備に限る)) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を3/4に軽減 (2)平成29、30年度の制度概要 (対象(政府の補助を受けて取得した設備に限る)) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 ・天然ガス充てん設備(4,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 (3)平成28年度の制度概要 (対象) ・水素充てん設備(1億5,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 ・天然ガス充てん設備(4,000万円以上):課税標準を2/3に軽減 ()内は対象となる設備の取得価格要件 施策・事業効果 (課税標準) 平成28年度 11億円 平成29年度 62億円 平成30年度 59億円 令和元年度 39億円			
参考資料			
実施内容 ・総務省:平成28~令和2年度税制改正大綱 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html 施策・事業効果 ・総務省:地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 https://www.soumu.go.jp/main_content/000729936.pdf			

(所管) 環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 23 年度から継続
施策・事業名	エコライフ・フェアの開催 (平成 29 年度まではカーライフ・フェスタで実施。平成 30 年度からエコライフ・フェアで実施。)		
関連法令・計画等名称	日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)		
概要	大気汚染対策や地球温暖化対策に有効である次世代自動車の利用を拡大するとともに、今後の有効な施策を検討するためには、一般の自動車ユーザーが次世代自動車を利用・購入する際の課題を的確に把握する必要がある。このため、毎年開催される「エコライフ・フェア」でエコカー展示・試乗コーナーを設けて普及啓発を行うとともに、来場者の意識調査等を実施している。なお、令和 2 年はコロナ禍のためオンラインによる開催を行い、普及啓発のみを実施。		
施策・事業内容			
<p>令和 2 年度「エコライフ・フェア on line 2020」12 月 19～1 月 17 日開催 主催：環境省 共催：渋谷区、新宿区 来場者数 公式サイト合計閲覧数 54,218PV、出展団体 100 【内容】動画配信(クールチョイス、スマートムーブ、エコドライブ、EV 車等の啓発)等</p> <p>令和元年度「エコライフ・フェア 2019」6 月 1～2 日開催 主催：環境省 共催：渋谷区 開催場所：代々木公園 来場者数 35,618 人、出展団体 70、出展車両総数 9 台(展示 6 台、試乗 3 台) 【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等</p> <p>平成 30 年度「エコライフ・フェア 2018」6 月 2～3 日開催 主催：環境省 共催：渋谷区 開催場所：代々木公園 来場者数 43,347 人、出展団体 66、出展車両総数 15 台(展示 10 台、試乗 5 台) 【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等</p> <p>平成 30 年から次世代車の展示・試乗はエコライフ・フェアにて実施</p> <p>平成 29 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2017」11 月 11～12 日開催 主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF) 開催場所：神戸メリケンパーク 来場者数 41,000 人、出展団体 29、出展車両総数 46 台(展示 37 台、試乗 9 台) 【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、チャイルドシート体験等</p> <p>平成 28 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2016」5 月 14～15 日開催 主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF) 開催場所：神戸メリケンパーク 来場者数 47,800 人、出展団体 37、出展車両総数 67 台(展示 49 台、試乗 18 台) 【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等</p> <p>平成 27 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2015」5 月 16～17 日開催 主催：環境省、神戸市、(一社)日本自動車連盟(JAF) 開催場所：神戸メリケンパーク</p>			

来場者数 52,500 人、出展団体 29、出展車両総数 66 台(展示 54 台、試乗 12 台)

【主な内容】エコ&セーフティピング大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 26 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2014」5 月 17～18 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 51,300 人、出展団体 34、出展車両総数 63 台(展示 50 台、試乗 13 台)

【主な内容】エコドライブ専門家によるトークショー、エコ&セーフティクイズ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 25 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2013」5 月 18～19 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 28,100 人、出展団体 32、出展車両総数 62 台(展示 52 台、試乗 10 台)

【主な内容】エコドライブセミナー、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 24 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2012」5 月 19～20 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 54,500 人、出展団体 50、出展車両総数 68 台(展示 58 台、試乗 10 台)

【主な内容】エコドライブセミナー、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

平成 23 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2011」5 月 14～15 日開催

開催場所：神戸メリケンパーク

来場者数 41,300 人、出展団体 63、出展車両総数 87 台(展示 74 台、試乗 13 台)

【主な内容】エコドライブシンポジウム、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

参考資料

(所管) 国土交通省 自動車局安全・環境基準課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成14年度から継続
施策・事業名	産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業 (平成22年度まで次世代低公害車開発・実用化促進事業として実施。平成23年度から現行の名称)		
関連法令・計画等名称			
概要	排出ガス低減、低炭素化等に資する革新的技術の早期実現を図るため、環境性能を向上させた次世代大型車(大型トラック、バス)の技術開発・実用化を促進する。		
施策・事業内容			
<p>排出ガス性能を大幅に改善させ、二酸化炭素の排出量を低減した次世代大型車の開発・実用化の促進を図るため、必要な安全上・環境上の技術基準等の策定を図る。</p> <p>新たな次世代大型車の開発促進 開発段階にある新たな次世代低公害車・次世代大型車の開発を促進するため、試作・評価等を行うことにより、技術基準等(指針)の策定を図る。</p> <p>開発した次世代大型車の実用化普及促進(実証試験) 実用化に近い次世代大型車について、その普及を促進するため、公道走行試験等を通じて、走行データを収集、評価することにより、技術基準等の整備を推進する。</p> <p>【対象車種】 平成14～22年度 非接触給電(1)ハイブリッド自動車、スーパークリーンディーゼルエンジン、FTD(2)自動車、DME(3)自動車、大型CNG(4)自動車、LNG(5)自動車、水素エンジン</p> <p>平成23～26年度 電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、非接触給電(1)ハイブリッド自動車(平成23年度まで)、高性能電動路線バス(6)、次世代バイオディーゼルエンジン</p> <p>平成27～30年度 大型LNGトラック、次世代ディーゼル大型車、高効率ハイブリッドトラック</p> <p>令和元年度～ 電気自動車、次世代ディーゼルエンジン、次世代天然ガスエンジン</p> <p>1 電磁誘導により外部から大量充電できるシステム 2 Fischer-Tropsch Diesel。天然ガス、バイオマス等から化学的に合成される軽油状の新燃料。 3 ジメチルエーテル 4 圧縮天然ガス 5 液化天然ガス 6 非接触給電ハイブリッドバス以外の大型電動バス</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省自動車局技術・環境政策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	平成 14 年度から継続
施策・事業名	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業(平成 28 年度まで環境対応車普及促進事業及び地域交通グリーン化事業の 2 つの事業であったが、平成 29 年度から事業を統合した。)		
関連法令・計画等名称			
概要	環境に優しい自動車社会の実現に向け、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を地域の計画と連携して、事業用の次世代自動車の導入しようとする者に対して支援する。		

施策・事業内容

【平成 23 年度～28 年度】

環境対応車普及促進事業

自動車運送事業者等に、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う。

補助率：

経年車の廃車を伴う新車購入の場合

通常車両価格との差額の 1 / 2 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内

新車だけの購入の場合

通常車両価格との差額の 1 / 3 以内又は車両本体価格の 1 / 4 以内

使用過程車の CNG 車への改造

改造費の 1 / 3 以内

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 6,572 台の補助を行った。

地域交通グリーン化事業

自動車運送事業者等に、電気自動車及び燃料電池自動車等の導入に対する補助を行う。

補助率：

電気自動車バス、超小型モビリティ及び付随する充電設備等の導入

・・・導入費用の 1 / 2

電気自動車タクシー・トラック及び付随する充電設備等の導入

・・・導入費用の 1 / 3

燃料電池自動車バス・タクシーの導入

・・・導入費用の 1 / 2

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 525 台の補助を行った。

【平成 29 年度～令和 2 年度】

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

自動車運送事業者等に、普及段階及び車両価格の高い車両の導入状況の段階的に補助率を低減して補助を行う。

第1段階

市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要な車両

補助率：

電気バス、燃料電池タクシー、プラグインハイブリッドバス及び附随する充電設備等の導入
・・・導入費用の1/3

第2段階

車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減した車両

補助率：

電気タクシー、電気トラック及び附随する充電設備等の導入
・・・導入費用の1/4

プラグインハイブリッドタクシーの導入
・・・導入費用の1/5

第3段階

通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達した車両

補助率：

ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入
・・・通常車両との差額の1/3

補助実績：平成29年度から令和2年度まで計5,104台の補助を行った。

参考資料

(所管) 警察庁 交通局交通規制課
 経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー課
 国土交通省 総合政策局環境政策課
 環境省 自動車環境対策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 18 年度から継続
施策・事業名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法令・計画等名称	エコドライブ普及・推進アクションプラン		
概要	関係 4 省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省)のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>エコドライブ(環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用)の取組については、平成 18 年度に策定した『エコドライブ普及・推進アクションプラン』に基づき、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省と連携し、普及促進を図ってきたところ。上記 4 省庁で構成するエコドライブ普及連絡会では、引き続きエコドライブの普及推進を図るため、エコドライブの推奨すべき活動を整理したパンフレット(「エコドライブ 10 のすすめ」)を作成(時期にあわせて改訂)し、エコドライブの周知を図るとともに行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる 11 月を「エコドライブ推進月間」とし、シンポジウムの開催や全国各地のイベント等と連携して、積極的な広報を令和 2 年度まで継続して行った。</p>			
参考資料			
<p>http://www.env.go.jp/press/7197.html</p> <p>https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030001/20201030001.html</p>			

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課
国土交通省 貨物課 安全・環境基準課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 25 年度から平成 28 年度
施策・事業名	輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金 (陸上輸送機器の実使用時燃費改善事業(トラック輸送のエコドライブ実証事業(エコドライブの実証及び運行データの収集に要する経費の一部を補助する事業))) (平成 27 年度まで省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型トラック運送に係るエコドライブ総合プログラム実施の実証事業)として実施。平成 28 年度から現行の名称)		
関連法令・計画等名称			
概要	エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者などに対して必要経費を補助する事業		
施策・事業内容			
<p>実施内容 エコドライブの効果を実証するため、トラック運送事業者等が専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導を受けるために必要な経費などを支援し、エコドライブによるトラック運送の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。</p> <p>事業実施量</p> <p>平成 25 年度 補助金交付件数 : 145 者 データ提出されたトラックの台数 : 6,906 台</p> <p>平成 26 年度 補助金交付件数 : 541 者 データ提出されたトラックの台数 : 17,690 台</p> <p>平成 27 年度 補助金交付件数 : 691 者 データ提出されたトラックの台数 : 22,544 台</p> <p>平成 28 年度 補助金交付件数 : 613 者 データ提出されたトラックの台数 : 22,891 台</p> <p>施策・事業効果</p> <p>エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 25 年度) 6.1 % エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 26 年度) 7.0 % エコドライブ指導前後の平均燃費改善率 (平成 27 年度) 12.6 % エコドライブ指導前後の燃料消費量改善率 (平成 28 年度) 8.5 %以上の事業者が 10 %以上改善</p>			
参考資料			
<p>資料名称 (URL 等)</p> <p>平成 25 年度補助事業 PR 資料 http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/ene_syoeene_01.pdf 平成 26 年度補助事業 PR 資料</p>			

http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene_taka_02.pdf

平成 27 年度補助事業 P R 資料

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2015/pr/pdf/ene_taka_02.pdf

平成 25 年度実証結果

http://www.pacific-hojo.jp/h25_ecodrive.pdf

平成 26 年度実証結果

http://www.pacific-hojo.jp/h26_ecodrive.pdf

平成 27 年度実証結果

http://www.pacific-hojo.jp/h27_ecodrive.pdf

平成 28 年度実証結果

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C52deba24f9d013a2e2454f721af7129e2ccf759c576633c1e222b2369ecd6db6d>

(所管) 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課
国土交通省 自動車局 貨物課、安全・環境基準課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 29 年度から継続								
施策・事業名	貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業) (平成 30 年度までトラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金(トラック輸送の省エネ化推進事業)として実施。令和元年度から現行の名称)										
関連法令・計画等名称											
概要	システムを活用したトラック事業者と荷主等との共同による輸送の効率化を実証するため、トラック事業者などに対してシステム導入費を補助する事業										
施策・事業内容											
<p>実施内容 システムを活用したトラック事業者と荷主等との共同による輸送の効率化を実証するため、トラック事業者等が車両動態システム等の導入に必要な費用などを支援し、システム導入によるトラック事業の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。</p> <p>事業実施量</p> <p>平成 29 年度 補助金交付件数 : 659 者 データ提出されたトラックの台数 : 21,859 台</p> <p>平成 30 年度 補助金交付件数 : 733 者 データ提出されたトラックの台数 : 25,971 台</p> <p>令和元年度 補助金交付件数 : 901 者 データ提出されたトラックの台数 : 27,052 台</p> <p>令和 2 年度 補助金交付件数 : 964 者 データ提出されたトラックの台数 : 28,066 台</p> <p>施策・事業効果</p> <table border="0"> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)</td> <td>6.7%</td> </tr> </table>				機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)	7.8%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)	7.7%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)	5.8%	機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)	6.7%
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 29 年度)	7.8%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(平成 30 年度)	7.7%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 元年度)	5.8%										
機器取得前後の平均省エネルギー改善率(令和 2 年度)	6.7%										
参考資料											
<p>資料名称(URL 等) 平成 30 年度補助事業概要チラシ https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5fe3c351da20e00b83d95a55b04a018b41d491a3a5d070136067e19f3c36df8da 令和元年度補助事業概要チラシ https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C56a7d0bcc37aba47a2259d06a2c0b8b24ce270411ab42027c3cb4bb42404c990c</p>											

令和2年度補助事業概要チラシ

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5076d6914d6fcdd1794e5723032a826073231e6071d8f20b24bc1cdabf252c183>

平成29年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5c7868e1dc9c6ba9f168a7ab4a10cd6ff49a593bc5f16f4205807a19c526c142a>

平成30年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C580bc18651060dbd9abebe366b47945bc4a8c8bd324192ebe5b06efd26fb4fec2>

令和元年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C58fbacdc2d01941115ed251acfc928d215efcbf0f06109e4e396cdceecc2a6d38>

令和2年度事例集

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C54fbf2b3df9a933c44c851988e29eb14f22bcc50559680ab14c364a16262e109d>

(所管) 国土交通省 総合政策局交通政策課

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成19年度から継続
施策・事業名	公共交通機関の利用促進		
関連法令・計画等名称			
概要	鉄道新線の整備、既存の鉄道・バスの利用促進、通勤交通マネジメント等の手段により、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>(1) 既存鉄道の利用促進 交通系 IC カードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等によるサービス・利便性の向上を通じ、鉄道利用の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアの設置 (令和元年度末時点 858 駅 (全国)) ・段差解消の実施 (令和元年度末時点 5,836 駅 (全国)) ・誘導ブロックの設置 (令和元年度末時点 7,559 駅 (全国)) ・車いす使用者対応型トイレの設置 (令和元年度末時点 3,793 駅 (全国)) <p>(2) バスの利用促進 ノンステップバスの普及、交通系 IC カードの導入及びバスロケーションシステムの整備等のバス利便性向上を通じ、バス利用の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス導入台数 (令和元年度末時点 29,373 台) <p>(3) 通勤交通マネジメント エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証・登録し、エコ通勤の普及促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤優良事業所認証登録件数 (令和2年度末時点 758 事業所) 			
参考資料			

(所管) 国土交通省 総合政策局物流政策課、参事官(物流産業)室
 鉄道局鉄道事業課貨物鉄道政策室 海事局内航課・総務課企画室
 港湾局海洋・環境課
 自動車局貨物課
 経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	平成 19 年度から継続
施策・事業名	グリーン物流の推進		
関連法令・計画等名称	総合物流施策大綱(令和3年6月) 交通政策基本計画(令和3年5月) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号) (以下、物流総合効率化法)		
概要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流分野における二酸化炭素排出量の削減を図る。		

施策・事業内容

実施内容(実施事例等)

- ・物流総合効率化法(物流拠点施設の総合化等による輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等の推進)
- ・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト
- ・グリーン物流パートナーシップ会議(荷主と物流事業者の協働等による自主的なCO₂削減取組の促進)
- ・宅配便再配達削減
- ・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進
- ・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策
- ・トラック輸送の効率化の推進

事業実施量

- ・物流総合効率化法の認定件数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
19 件	62 件	57 件	76 件	41 件

施策・事業効果

- ・自動車による貨物輸送トンキロ〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2,340 ()	2,100	2,141	2,100	2,043	2,103	2,108	2,105	2,139	集計中

() 平成 22 年 10 月より、調査方法及び集計方法を変更したため、平成 22 年 9 月以前の統計数値の公表値とは時系列上の連続性が担保されない。

- ・鉄道による貨物輸送トンキロ(モーダルシフト)〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
180	187	193	195	200	197	200	177	184	168

- ・内航海運による貨物輸送トンキロ(モーダルシフト)〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
305	333	330	331	340	358	351	351	358	集計中

参考資料

- ・グリーン物流パートナーシップ会議HP (<http://www.greenpartnership.jp/>)

(所管) 国土交通省 道路局参事官

関連項目	(5)交通需要調整・低減	実施期間	継続実施中
施策・事業名	安全で快適な自転車利用環境の創出		
関連法令・計画等名称			
概要	安全で快適な自転車利用環境の創出		
施策・事業内容			
実施内容			
<p>・交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること等を旨とする自転車活用推進計画（平成 30 年 6 月閣議決定）に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入支援等、自転車の活用の推進を図った。自転車通行空間の整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、本ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画の策定や歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進した。</p>			
参考資料			
・国土交通省自転車活用推進本部 HP https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/			

(所管) 国土交通省 道路局環境安全・防災課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		
施策・事業内容			
実施内容			
・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局路政課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中																				
施策・事業名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策																						
関連法令・計画等名称	踏切道改良促進法、第10次交通安全基本計画 社会資本整備																						
概要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。																						
施策・事業内容																							
<p>実施内容</p> <p>・連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等について重点的に対策を推進した。</p> <p>実施量</p> <p>踏切除却数(緊急対策踏切(H19.4公表) 緊急に対策の必要な踏切(H28.6公表))</p> <table border="0"> <tr><td>平成23年度</td><td>19箇所</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>54箇所</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>8箇所</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>14箇所</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>13箇所</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>9箇所</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10箇所</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>10箇所</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>7箇所</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>3箇所</td></tr> </table> <p>平成13～17年度の5年間に除却した踏切(6箇所/年)を上回るペースで踏切除却を実施</p>				平成23年度	19箇所	平成24年度	54箇所	平成25年度	8箇所	平成26年度	14箇所	平成27年度	13箇所	平成28年度	9箇所	平成29年度	10箇所	平成30年度	10箇所	令和元年度	7箇所	令和2年度	3箇所
平成23年度	19箇所																						
平成24年度	54箇所																						
平成25年度	8箇所																						
平成26年度	14箇所																						
平成27年度	13箇所																						
平成28年度	9箇所																						
平成29年度	10箇所																						
平成30年度	10箇所																						
令和元年度	7箇所																						
令和2年度	3箇所																						
参考資料																							

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	交通規制の実施、違法駐車の実施		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通需要の調整・低減を図るため、各種交通規制、違法駐車の実施。		
施策・事業内容			
実施内容（実施事例等）			
1 交通規制の実施			
バス専用（優先）通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車両通行禁止規制、最高速度規制、中央線変移規制（時間限定（可変））、右折車線等の設置等の各種交通規制を実施した。			
2 違法駐車の実施			
違法駐車の実施、保管場所法違反の実施を実施した。			
参考資料			

(所管) 警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	ITS の活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通流の円滑化を図るため、交通環境の整備を実施		
施策・事業内容			
<p>実施内容</p> <p>1 ITS の活用</p> <p>バス等の大量公共交通機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム (PTPS) を運用した。</p> <p>交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム (EPMS) を運用した。</p> <p>2 信号機の整備の推進</p> <p>信号機の集中制御化、信号機の改良 (プログラム多段系統化、半感应化、右折感应化、多現示化等) を推進した。</p> <p>3 駐車対策の推進</p> <p>必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体や道路管理者に対し、路外駐車場や荷さばきスペースの整備等を働き掛けるとともに、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り、広報啓発活動等を行うなどの対策を推進した。</p> <p>4 交通関係情報の収集と提供</p> <p>運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報システム (VICS) 交通情報提供装置 (光ビーコン、交通情報板等) 等を活用した。</p> <p>事業実施量</p> <p>1 PTPS の運用状況 (令和 2 年度末現在)</p> <p>1,955 交差点 (65.0%)、延長 644.0km 125 区間</p> <p>2 EPMS の運用状況 (令和 2 年度末現在)</p> <p>195 交差点 (83.7%)、延長 52.7km 9 区間 5 都市 (川崎市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市)</p> <p>数値は、NOx・PM 法において対策地域とされる 8 都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県) における令和 2 年度末の数値、() 内の % は全国の整備箇所における割合</p>			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局高速道路課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	ETC の普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、ETC の普及を促進するもの		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none">ETC の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。施策内容としては、ETC への利用転換を促進するため、ETC の利用機会の拡大に向けた取組み（時間帯割引、ETC 車載器購入支援等）を実施した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局 ITS 推進室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	VICS の整備拡充・普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、VICS の整備拡充・普及促進をするもの。		
施策・事業内容			
実施内容（実施事例等） <ul style="list-style-type: none">・ VICS の整備拡充・普及促進により、交通流の円滑化を図った。・ 具体的には、ITS スポットの整備による情報提供エリアの拡充を図った。			
実施量 <ul style="list-style-type: none">・ 令和 2 年度までに情報提供を行う ITS スポットを全国の高速度路上を中心に約 1,800 箇所整備・ 全国の高速度路上を中心に、広域的な渋滞情報の提供や事故多発箇所におけるカーブ先の見えない渋滞などの危険な状況の注意喚起を実施			
参考資料			
国土交通省道路局 ITS ホームページ http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/index.html			

(所管) 国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	駐車場等の整備		
関連法令・計画等名称	駐車場法、道路法		
概要	沿道利用者や荷捌き車両等の一時的な駐停車に対応した駐停車スペースの確保等により道路空間の適正利用を図る。		
施策・事業内容			
実施内容			
・ 路上駐停車対策としての駐車場の整備を推進した。			
参考資料			

(所管) 国土交通省 道路局道路メンテナンス企画室

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	路上工事の縮減		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none">路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図った。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、道路工事調整会議の実施、年末年始や年度末、大型連休、地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進した。			
参考資料			
<ul style="list-style-type: none">国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/index.html			

(所管) 国土交通省 道路局環境安全・防災課

関連項目	(7)局地汚染対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		
施策・事業内容			
実施内容			
<ul style="list-style-type: none">沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分等にあわせた街路樹の整備を推進。環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進。			
参考資料			

関係都府県等における自動車NOx・PM対策施策（施策内容・成果の一覧）

別紙2

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	定量指標の実績推移											7. 効果 (実績・効果指標のないもの等)	8. 備考		
						単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度				
0 全体	NOx排出量削減	全都府県	法の総量削減計画の推進		自動車排出量(H23年度欄は基準年度)	t/年			108,077	101,198	93,424	88,998	83,484	79,594	66,460	56,864		平成25・26年度は一部都府県において冷機時排出量及び暖機時排出量の温度補正を除く。		
		全都府県	法の総量削減計画の推進		自動車排出量(H23年度欄は基準年度)	t/年			5,082	4,671	4,148	3,997	3,966	3,836	3,515	3,212				
	大規模事業者指導	全都府県	法に基づく(特定事業者の計画策定・報告・指導)	1つの都府県の対策地域内で自動車30台以上使用する特定事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都府県知事(自動車運送事業者においては運輸局)に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。	特定事業者数(運送事業者を除く) 特定自動車台数(同)		3,188	3,123	3,103	3,084	3,027	2,899	2,904	2,903	2,854	集計中				
					NOx排出量(同) PM排出量(同)	t/年	2,177	1,879	1,725	1,622	1,462	1,298	1,139	1,072	928	集計中				
	総量削減計画の進行管理	大阪	NO2高濃度予測地点における環境の状況把握	交通量調査・濃度推計・簡易測定等の実施	調査地点	地点	3	8	8	10	8	3	2	4	4	3	NO2高濃度予測地点における環境の状況を把握し、総量削減計画の進行管理に活用			
1 単体対策	独自の排出規制	埼玉	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制														PM排出削減			
		千葉	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制	自動車のナンバープレートにビデオ撮影し、条例の適合状況を調査	通過車両ナンバープレート調査適合率	%	98.7	98.9	99	98.8	99.2	99.4	99.4	99.3	99.4	99.7	PM排出削減			
		東京	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制														PM排出削減			
		神奈川	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制														PM排出削減			
	監視・指導	9都府県	粒子状物質減少装置指定制	条例によるPM規制対応に必要な装置の性能審査を共同実施	指定型式数	型式	68	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	PM排出削減		
		千葉	路上検査等、事業者立入の実施、検査場所におけるリーフレット配布(運行規制)	事業者の立入検査や路上検査等を実施	検査台数(適合率)	台(%)	6405(84.5)	4529(79.4)	3440(83.3)	2417(66.8)	1935(57.3)	1483(47.5)	1477(45.0)	1119(39.9)	563(34.1)	668(39.2)	PM排出削減	排出ガス性状の維持 ディーゼル規制の啓発		
		千葉	排出ガス対策型建設機械及び特定特殊自動車の使用並びにJIS規格軽油の使用	公共事業の工事において、環境対策として、排出ガス対策型建設機械及び特定特殊自動車の使用並びにJIS規格軽油の使用を土木工事共通仕様書に規定している。			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	排出ガス削減		
		東京	東京都自動車公害監察員(通称:自動車Gメン)による監視指導、黒煙ストップ110番の開設	路上・物流拠点(トラックターミナル、市場)等での車両検査、ビデオカメラによる走行車両の撮影などの実施	路上・物流拠点等での取締箇所数(規制開始後累積)	箇所累積					1328							1675		
		神奈川	路上検査等の実施、検査場所におけるリーフレット配布	路上検査の実施箇所数	実施箇所数	箇所	18	8	23	21	13	18	22	20	23	5		排出ガス性状の維持		
		神奈川	条例で整備事業者の排出ガス浄化装置の点検の努力義務を規定																排出ガス性状の維持	
		9都府県	点検整備推進運動	(関東運輸局実施)		イベント・講習開催	回	-	27	29	28	26	32	2	2	2	2	2	2	排出ガス性状の維持
		9都府県	SA等における車両検査及び啓発活動	SA等において、車両検査の実施やポスター、リーフレットの配布		車両検査数	台	900	993	1069	999	450	493	886	1077	657	中止		排出ガス削減 ディーゼル規制の啓発	
		愛知	排出ガス対策型建設機械の使用	発注する工事において、原則、排出ガス対策型建設機械を使用する		実施回数	回	2	3	4	4	3	3	3	3	2	1	-	排出ガス削減	
		愛知	国・県合同による取締り及び啓発活動の実施	国道2号において黒煙、不正軽油等の検査及びエコドライブ等の啓発を実施		開催回数	回	-	1	1	-	1	1	1	1	1	1	-	排出ガス削減	
		愛知	不正軽油撲滅のための広報活動	発注する工事において、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努める				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	車種規制非適合車の使用抑制	
		愛知	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制	発注する工事において、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努める				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	車種規制非適合車の使用抑制	
		大阪	適正点検整備研修会(近畿運輸局)	整備管理者研修、整備主任者法令研修等の実施		受講者数	人	15,976	16,226	21,815	20,387	20,713	20,921	21,920	20,529	17,972	20,159		排出ガス性状の維持	
		大阪	路上検査等の実施、検査場所におけるリーフレット配布	自動車排出ガス等街頭検査の実施(近畿運輸局、大阪自動車環境対策推進会議、大阪市等)		検査回数	回	17	16	11	16	8	5	3	3	3	0		排出ガス性状の維持	
		東京	バイオマス燃料の利用促進	次世代合成燃料による都バスの実証走行の実施(平成22年度実施)		検査台数	台	433	369	187	274	209	86	57	161	270	0			
		各都府県	燃料規制	税務部門と合同で路上検査や事業者の立入検査の実施、軽油の抜取調査を実施				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		排出ガス性状の維持、不正軽油流通抑制
		各都府県	保有車両点検の実施	日常点検表を基に車両点検実施				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		排出ガス性状の維持 公用車管理意識の向上
排出対策補助	千葉	粒子状物質減少装置着替補助事業	県内中小企業が所有するディーゼル自動車への粒子状物質減少装置着替に対する助成(平成23年度終了)	補助件数	件	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	条例非適合車への粒子状物質減少装置の装着			
2 車種規制・流入車対策	流入非適合車対策	愛知	非適合車使用抑制要綱	対策地域内通行車両のNOx・PM法基準適合を要請、荷主・旅行者の運送業者への要請、要請状況の報告	荷主・旅行者の運送業者への要請 非適合の流入車の割合(普通貨物車)	事業所数	638	641	673	672	669	658	655	627	625	集計中	対策地域内通行抑制			
		大阪	条例に基づく流入車規制	対策地域内を発着する車両はNOx・PM法排出基準適合車使用を義務付け	適合車等標準交付枚数	枚	82,691	81,754	79,945	86,681	81,282	80,468	-	-	-	-	-	対策地域内通行抑制		
		兵庫	条例に基づく運行規制	一部地域内通行車両のNOx・PM法基準適合義務付け	命令・公表者数	者	-	16	14	4	0	0	6	0	0	0	0			
			路上検査等の実施、リーフレット配布	運行規制周知のリーフレット配布	条例規制地域内NO2年平均値推移 条例規制地域内SPM年平均値推移 カメラ検査違反率	ppm mg/m3 %	0.024 0.021 0.5	0.022 0.020 0.5	0.023 0.022 0.3	0.022 0.020 0.3	0.022 0.019 0.2	0.022 0.018 0.2	0.019 0.018 0.1	0.021 0.018 0.07	0.018 0.016 0.05	0.017 0.015 0.05	0.016 0.015			
	適合車早期転換促進支援	神奈川	新車代替融資	街頭検査(兵庫国道事務所等)合同検査	違反率	%	2.8	1.6	2.1	0.9	0	0	2.1	0	0	0	0			
		三重	自動車NOx等対策推進事業	中小企業制度融資による融資	補助件数	件	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		三重	自動車NOx等対策推進事業	環境保全資金融資	融資件数	件	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		三重	環境保全資金融資	低公害車・NOx・PM低減装置着替・基準適合車への買い替え等への融資	融資件数	件	4	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0			
	3 低公害車普及促進	低公害車普及促進	埼玉	低公害車導入資金融資	中小企業者のCNG、EV、HV購入等に融資(H23で新規融資終了)	車両数	台	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	低公害・低燃費車の普及促進	
			埼玉	次世代自動車普及促進事業	運送業者のHV、CNGトラック・バス等補助(H25で事業終了)	車両数	台	51	19	30	-	-	-	-	-	-	-	-	低公害・低燃費車の普及促進	
千葉			中小企業振興資金(環境保全資金)融資及び利子補給	中小企業者等を対象に低公害車の購入、粒子状物質減少装置の購入等に対して、融資及び利子補給(利子補給はH26で事業終了)	事業認定	件	1	0	4	11	2	0	0	0	0	0	0	低公害・低燃費車の普及促進		
一部市区町村			低公害車普及促進施策	低公害車購入費補助 低公害車用燃料供給施設に対する補助														低公害車の普及		
東京			低公害・低燃費車の導入融資あっせん	民間バス事業者に対する国の定める優良ハイブリッドバス等の導入補助、中小企業者が低公害車等に代替するための低利融資あっせんと利子補給			155	196	76	73	44	66	62	31	19	7		低公害・低燃費車の普及促進		
東京			電気自動車等導入普及促進事業(中小企業向けEV・PHV導入補助)	外部給電可能な電気自動車及びプラグインハイブリッド車の購入補助			280	419	199	227	216	122	352	338	2376	2523		低公害・低燃費車の普及促進 平成31年度から個人・大企業にも対象を拡大		
東京			電気自動車用急速充電器導入補助	電気自動車用急速充電器の導入補助(平成21年度から実施(平成23年度事業終了))	基数	基	8									0	5	18	低公害・低燃費車の普及促進 平成30年度から充電設備導入促進事業に変更	
東京			一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	ハイブリッドトラック等の購入補助			73	272	184	133	136	102	97	123	97	50		50	低公害・低燃費車の普及促進	
東京			東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助事業				9	8	15	18	13	15	12	17	20	13			低公害・低燃費車の普及促進	
東京			次世代タクシー導入補助(電気自動車等タクシー及び環境性能の高いUDタクシー導入補助)									6	84	3,282	5,688	3,805			低公害・低燃費車の普及促進	
東京			燃料電池自動車の導入促進事業	燃料電池自動車の購入補助								79	150	137	158	387	96		燃料電池自動車の普及促進	
東京			次世代自動車導入促進税制	電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車に対する自動車税種別割の免除を行う。(令和元年9月30日以前は自動車二税の免除)	自動車税種別割の軽減額 令和元年9月30日	千円	約2	約6	約12	約20	約25	約32	約43	約44	約51	約50			低公害・低燃費車の普及促進 令和3年度から事業名称を「ZEV導入促進税制」と変更	
東京			低公害・低燃費車の駐車料金割引制度	低公害・低燃費車、次世代自動車について東京都及び区町営駐車場の料金割引	箇所数	箇所				308	298								255	低公害・低燃費車の利便性向上による普及促進
神奈川			ディーゼル代替低公害車導入促進事業	CNG、HV、クリーンディーゼルトラック・バス購入事業者の補助(平成24年度終了)	車両数	台	27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛知			低公害車導入促進費補助金	運送業者・中小事業者の低公害トラック・バス導入補助	車両数	台	198	138	106	96	120	308	297	243	797	702				EV・PHVの普及促進
愛知			EV・PHVに対する自動車税の課税免除	令和4年度末までに新規登録を受けた自動車対象																
三重			自動車NOx等対策推進事業	運送業者・中小事業者のCNGトラック・バス導入補助	車両数	台	1	0	0	0										
東京			次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し都内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン(平成26年度で事業終了)	認定箇所数 普通充電器 急速充電器合計	箇所	-	-	-	1386	-	-	-	-	-	-	-	-		普通充電器及び急速充電器の平成25・26年度における合計数
大阪			次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し府内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン	認定基数	基			71	263	513	239	57	21	6	1				平成28年度以降の基数は(一)次世代自動車振興センター補助取扱数
兵庫			次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し県内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン(平成27年12月に受付終了)	認定基数	基			176	361	703	-	-	-	-	-				
兵庫			低公害車導入支援事業	県内事業者への低公害車導入補助(緑ナンバー、白ナンバー)	車両数	台	73	78	88	94	71	77	79	62	65	57				
兵庫			低公害車導入支援事業	フルードを相当程度利用する事業者のトラック・バスへの排ガス低減装置装着	車両数	台	3	2	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-		
兵庫			水素ステーション整備費補助事業	県内に水素ステーションを設置する事業者に対し、整備に要する費用の一部を補助する	設置基数	基											0	1		
兵庫			燃料電池バス導入促進補助事業	県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する事業者等に対し、車両本体価格の一部を補助する	車両数	台														1
兵庫	低公害車導入支援事業	最新規制適合車購入資金融資	車両数	台	2	2	1	2	2	0	0	0	0	1	0					
兵庫	低公害車導入支援事業	最新規制適合車代替促進特別貸与制度、最新規制適合車等代替促進特別融資(～平成26年度末終了、平成26年度以降に統合)	車両数	台	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
各都府県	運輸事業振興助成交付金事業(バス等導入助成事業)(トラック等環境保全対策事業)	バス協会・トラック協会に対し、低公害車低燃費車等の導入のための交付金の交付																低公害車の普及		
事業者の取組推進	東京	環境確保条例による大規模事業者への導入義務づけ	200台以上の自動車を使用する事業者において平成27年度末までに都の定める特定低公害・低燃費車の5%以上導入															大規模事業者における低公害車導入促進 (平成28年度から改正)200台以上の自動車を使用する事業者において、令和3年度末までに都の定める特定低公害・低燃費車の15%以上導入(特定低公害車・低燃費車の基準及び導入率算定の基準も改正)		
	埼玉	条例による導入義務づけ	200台以上使用する事業者に低公害車4%以上、低燃費車20%以上導入義務づけ	低燃費車の導入率(200台以上使用者)	%	29.6	36.4	41.5	48.3	51.8	59.8	65.1	71.5	76.2						
	千葉	条例による導入義務づけ	200台以上使用事業者に平成32年度までに低公害車40%以上導入の義務づけ	導入率	%	51.1	55	64.8	70.2	74.0	78.8	81.9	86.0	88.4	集計中			低公害車の導入率の向上		

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量的指標	定量的指標の実績推移													7. 効果 (実績・効果指標のないもの等)	8. 備考	
						単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度					
			愛知	条例に基づく低公害車の導入義務	県内で使用する自動車(乗用車換算)の事業者(特定自動車使用事業者)に一定割合以上の低公害車を導入するとともに、その状況について知事へ報告することが義務づけ	低公害車導入台数	53,036	55,437	56,404	61,294	60,844	65,078	65,028	66,954	69,943	集計中					
			愛知	自動車エコ事業所認定制度	エコカー導入、充電設備一般開放、グリーン配送等に積極的に取り組む事業者を認定、表示板交付、県Webページ公開、平成23年度までに累計97事業所。	認定事業所数(累計)	-	97	97	98	99	104	106	109	111	131	136				
			愛知	次世代自動車先端技術研修	中堅・中小の自動車部品メーカーの次世代自動車への展開を図るため、技術者を対象に、次世代自動車の部品に関する新技術の研修を実施	参加者数	-	38	37	43	83	112	125	131	68	123					
	公共率先使用	千葉	公用車への率先導入	千葉県公用車へのエコカー導入方針を毎年度策定	低公害車の導入率(エコカー導入台数/全自動車導入台数)	%	96.5	96.4	88.9	97.1	97.1	97.7	96.7	99.3	62.4	91.5	低公害車普及促進				
		神奈川	公用車への率先導入	大阪府エコカー導入指針に基づく公用車へのエコカー率先導入(大阪府)	低公害車導入率(エコカー導入台数/全自動車導入台数)	%	69.6	67.4	63.4	62.6	59.8	60.5	58.6	57.6	55.1	74.3					
		大阪	公用車への率先導入	大阪府エコカー導入指針に基づく公用車へのエコカー率先導入(大阪府)	低公害車導入率(エコカー導入台数/全自動車導入台数)	%	324	342	352	384	432	481	525	547	580	582					
		兵庫	公用車への率先導入		公用車に占める低公害車割合	%	51.8	53.8	52.1	52.6	50.3	51.8	50	44.7	42.2	39.7					
		愛知	公用車への率先導入	県公用車への次世代自動車等先進エコカー導入	台数	-	99	104	116	138	153	173	221	251	319						
		東京	グリーン購入・グリーン配送への反映	契約時に環境負荷の大きな車を排除する履行条件付与													発注先事業者における環境負荷の低い車両の導入や使用を促進				
		神奈川	グリーン配送推進	指針により県の物品配送・廃棄物搬出に低公害車利用														低公害車の使用やエコドライブの実施の推進 排出ガス削減			
		愛知	愛知県グリーン配送	配送に低公害車使用を義務づけ																	
		大阪	グリーン配送推進	購入する物品の配送にグリーン配送適合車の使用を要請	適合車登録台数(大阪府)	台	9,356	9,580	9,845	10,197	10,480	10,790	10,969	11,216	11,384	12,323					
		一部市区町村	公用車への率先導入	・低公害車の導入 ・乗用車ベースの公用車のほか、消防車、救急車、清掃車等への低公害車の導入 ・電気、HV等の導入 ・リース車両に対する低公害車の導入	実施													低公害車普及促進			
	地域的取組	愛知	EV・PHVタウン事業の推進	地域組織「あいちEV・PHV普及ネットワーク」で需要創出、インフラ整備、普及啓発に取組み、効果も検証	あいちEV・PHV普及ネットワーク参加団体数	-	85	87	95	98	99	97	96	95	92	93					
		大阪	大阪エコカー協働普及サポートネットによるエコカー普及促進	平成32年度までに府内の自動車の2台に1台をエコカーにすることを目標に、大阪エコカー協働普及サポートネットにおいて、率先導入、啓発活動等を実施	展示・試乗会実施回数	回	9	11	10	2	9	15	12	9	10	3					
		大阪	おおさかFCV推進会議による燃料電池自動車の普及促進	・おおさかFCV推進会議において、燃料電池自動車等水素関連製品・技術の普及促進に向けた活動を実施 ・大阪府内における水素ステーション整備計画の策定(H27.1)														燃料電池自動車の普及促進	平成27年度に大阪次世代自動車普及推進協議会として再編成		
		関西広域連合	関西広域連合における電気自動車普及促進	充電設備広域マップ作成、EV・PHV写真コンテスト実施														EV利用者の利便性向上、EV認知度向上			
		大阪、兵庫	「近畿スマートエコ・ロジ協議会」による次世代自動車の普及促進	国、自治体、関係団体、産業界及び学識者の連携による次世代自動車の普及啓発(令和元年度終了)														環境関係イベントなどを通じた次世代自動車の普及啓発			
		愛知	あいち次世代自動車インフラ整備推進協議会の開催	次世代自動車(EV,PHV,FCV)の効果的な普及や燃料供給インフラの整備推進を図る	開催回数	-	-	2	1	1	1	1	1	1	1	1					
		愛知	あいちFCV普及促進協議会の開催	愛知県地域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進	開催回数	1	1	2	2	2	2	2	2	1	2	1					
4	エコドライブ普及促進	条例等による推進	埼玉	地球温暖化対策推進条例による推進	30人以上使用事業者のエコドライブ推進者選任等													事業者におけるエコドライブ推進体制構築を通じた推進制度の周知によるエコドライブの普及			
			埼玉	県環境保全条例に基づくエコドライブ禁止	自動車使用者のエコドライブ禁止、駐車場管理者の周知義務をリーフレット配布により周知													駐車場の利用者への周知によるエコドライブの普及			
			千葉	県環境保全条例に基づくエコドライブ禁止	自動車使用者のエコドライブ禁止、駐車場管理者の周知義務をリーフレット配布により周知	年度毎の立入事業者数に対する設置率	%	84.7	91.9	94.2	89.7	91.3	86.5	93.0	93.1	93.3	57.6				
			東京	環境確保条例に基づくエコドライブ努力義務規定	H20年6月に運転者・事業者のエコドライブ努力義務規定新設													エコドライブ推進			
			東京	条例によるエコドライブ義務付け	運転者の義務、事業者及び駐車場管理者の運転者への指導義務、20台以上駐車場に周知義務														エコドライブの普及		
			神奈川	条例によるエコドライブ義務付け	運転者の義務、事業者及び駐車場管理者の運転者への指導義務、500m2以上の駐車場管理者の周知義務														エコドライブの普及		
			愛知	条例によるエコドライブ義務付け	運転者の義務、事業者の従業員への指導義務、500m2以上の駐車場設置管理者の周知義務														排出ガス削減		
			三重	条例によるエコドライブ義務付け	運転者への義務づけ														エコドライブの普及		
			大阪	条例によるエコドライブ義務付け	運転者の駐車時エコドライブ義務、事業者の従業員への指導義務、駐車場設置管理者の利用者への周知義務														エコドライブの普及		
			兵庫	条例によるエコドライブ禁止規定	運転者における駐車時エコドライブを禁止														エコドライブの普及		
		講習会	埼玉	講習会等の実施		セミナー・講習会実施回数	回	13	21	24	26	11	16	16	14	12	4				
			9都府県	講習所でのエコドライブ実技講習会	JAFとの共催で実技講習会を年2回×4場所(都県ごと)実施	参加人数	名	112	128	120	113	109	137	128	129	129	中止		エコドライブによる燃費改善		
			千葉	事業者向けセミナー、職場出前講座	事業者を対象としたセミナーの実施や県職員を対象とした職員出前講座の開催	開催実績	回	出前3 セミナー	3	3	0	出前1	0	出前1	0	0	0		エコドライブによる燃費改善		
			神奈川	地域主催のエコドライブ講習会	九都府県、トラック協会、市町等で開催	開催実績	回	7	9	11	10	13	15	11	11	6					
			愛知	講習所での県民対象実技講習	JAFと地元市との連携で実技講習会実施	開催実績	回	5	3	3	3	3	3	3	3	1					
			大阪	エコドライブ講習会の開催	エコドライブ講習会(出前講習、実車講習、講師養成研修)の開催	講習会開催団体数(府内市町村等)	団体	7	7	8	12	13	9	14	15	12					
						開催回数(大阪府)	回	20	26	29	32	13	12	10	10	12	1				
						リーフレット配布枚数	枚	4,210	5,997	4,005	5,800	6,882	5,306	4,142	4,861	8,874	3,963				
			兵庫	リーフレットの配布	リーフレット、タオル、ステッカーをイベント時や事業者等に配布、県民だより・千葉日報等の広報媒体によるエコドライブの周知	随時配布													エコドライブの普及啓発による燃費改善		
			神奈川	池上測定局(川崎市)NO2情報システム	NO2高濃度時に登録アドレスあてに情報提供、エコドライブ実施や不要不急の自動車利用自粛の呼びかけ	発信回数	回	9	12	3	4	11	3	4	2	0	0				
			愛知	道路沿道環境状況予測システム(名古屋南西部、岡崎市大平地区)	NO2・SPM10平均値の環境基準値超過が予測される場合、道路交通情報板によりドライバーに協力を呼びかける	表示依頼回数	回	14	10	5	5	0	0	0	0	0	0				
	支援	神奈川	エコドライブシミュレータ貸出し	市町村、関係団体への貸出し	貸出し回数	回	-	0	5	4	2	4	6	5	0	0					
		東京	燃料電池バスの走行実証実験	2020年度までに100台以上の導入	車両数	台												85台導入	低公害・低燃費車の普及促進		
		東京	電気自動車タクシーによる実用性実証試験走行事業	都内の道路や交通状況における電気自動車の有効性及び実用性の検証等をするために調査を実施	実施														低公害・低燃費車の普及促進		
		東京	水素ステーション整備箇所数		整備箇所数	箇所				4	7	11	12	14	17	21			燃料電池自動車の普及促進		
		東京	エコドライブの推進	エコドライブシミュレータの貸出	貸出回数	回			13	7	5	4	5	5	6	1					
		東京	エコドライブの推進	HPにエコドライブ講習サイトを設ける																	
		大阪	燃費計、エコドライブシミュレータの貸出し	事業者等への貸出し	燃費計貸出回数	回	2	0	6	4	1	0	1	0	1	0	0		エコドライブの普及		
			大阪	エコドライブステッカーの配布	事業者等への配布	エコドライブシミュレータ貸出回数	回			6	23	17	16	13	15	17	1				
			兵庫	エコドライブシミュレータ貸出し	事業者等への配布	配布枚数(事業者数)	枚(社)						5672(29)	1880(15)	1499(11)	139(8)			エコドライブの普及		
			神奈川	エコドライブ推進協議会	市町村、関係団体への貸出し	貸出し回数	回	12	7	6	5	12	8	6	5	4	0			関係事業者の意識向上を通じたエコドライブの普及促進	
			千葉	イベントでのエコドライブの啓発活動	県内市町村が主催する環境イベントなどによる県民への啓発	イベント開催回数	2	2	3	1	5	18	13	9	8	1					
		9都府県	エコドライブステッカー、燃費記録簿の配布	講習会、イベントでのエコドライブステッカーや燃費記録簿の配布															ドライバーの意識向上を通じたエコドライブの普及		
		兵庫	エコドライブ運動推進本部	街頭啓発やイベントでのキャンペーンなどによる県民への啓発	エコドライブ普及啓発事業件数	件	12	16	18	21	27	20	13	14	13	13					
		愛知	エコドライブの普及促進	県内の自動車学校を通じ、運転免許取得予定者へリーフレットを配布															ドライバーの意識向上を通じたエコドライブの普及		
		東京	貨物輸送評価制度	貨物運送事業者のエコドライブ等の取組を評価(ベンチマークを設定し事業者の1台ごとの実走行燃費を評価)	評価取得事業者数	事業者	115	149	192	229	264	281	301	344	346	366			評価取得事業者においては第三者評価を受けていない事業者と比較して約2割の燃費改善効果あり		
5	交通需要の調整・低減	地域取組	東京	TDM東京行動プランに基づくTDM施策の推進	TDM東京行動プランに基づくTDM施策の推進														カーボンマイナスの視点をとり入れた「環境交通(TDM)施策」として推進		
			神奈川	かわさき自動車環境対策推進協議会	事業者、市民、関係団体及び関係行政機関で構成し、啓発等普及推進	実施													局地汚染対策に係る効果的な対策の検討・推進		
			神奈川	養野市TDM実施計画	事業者エコ通勤デー、交通スリム化キャンペーンやイベント、教育	エコ通勤デー参加者	人	-	-	43,551	45,023	49,034	49,970	53,672	53,217	55,236	33,549			交通需要マネジメントの推進	
			大阪	自動車から公共交通への転換促進モデル事業	効果的な取組の情報発信、バスマップの更新、交通環境学習の推進等																
		モーダルシフト	大阪	モーダルシフト等推進事業(近畿運輸局)	モーダルシフトに係る運行経費を補助	採択件数	件	7	3	2	1	2	2	2	0	3	0				
		各都府県	各都府県	公共交通機関の整備及び利便性向上、コミュニティバス運行																公共交通機関の整備及び利便性向上	
			千葉	公共交通機関の整備及び利便性向上	・駅舎等へのエレベーター、ホームドア及び点字ブロック等設置の市町村への補助 ・バス事業者へのノンステップバス導入、バス停施設整備への補助 ・駅前広場、駐輪場整備 ・市町村のコミュニティバス・乗合タクシー運行、生活交通路線運行維持補助															公共交通機関の整備及び利便性向上	
			愛知	"	"	採択件数(ホームドア補助金)	件													愛知：ホームドア補助金の件数、令和元年度から令和3年度にかけてJR金山駅東海道本線の下線ホームに整備	
			東京	パーク&バスライド	新宿区が導入した新宿駅周辺循環バス(新宿WEバス)と、都庁第一本庁舎駐車場を活用して、パーク&バスライドを実施															自動車走行距離の削減及び公共交通機関の利用促進	
			東京	環境交通キャンペーン実施	公共交通利用の促進 エコボーナスキャンペーン(ポイントの付与)															普及啓発	
			神奈川	廃棄物鉄道輸送の実施	川崎市で内陸部から臨海部へ廃棄物を利用して鉄道輸送															自動車交通量の緩和	
			神奈川	パーク&(レール)ライド	箱根、鎌倉、茅ヶ崎、湯河原で実施															マイカーの使用軽減	
			神奈川	観光地の環境手形発行	鎌倉フリー環境手形(切符)	切符発行枚数	枚	10,814	12,558	12,197	15,904	17,758	22,971	25,903	22,730	18,095	2,175			公共交通機関の利便性向上	
			大阪	おおさか東線の整備(大阪外環状鉄道線)	おおさか東線の整備															平成31年3月に全線開業	
			大阪	バスロケーションシステムの整備(大阪府)	バスの利便性向上のため、バスロケーションシステムを整備	整備状況(累計)	基	719	710	694	686	676	671	668	-	-	-				大阪シティバス株式会社に事業引継ぎ(H30-)
			各都府県	公共車両優先システムPTPS整備	バス等の大量公共交通機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る	交差点数(対策地域内)	箇所	1,416	1,489	1,510	1,6										

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	定量指標の実績推移										7. 効果 (実績・効果指標のないもの等)	8. 備考		
						単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			令和2年度	
自転車利用の推進	自転車利用の推進	各都府県	自転車走行空間整備、駐輪場整備	駐輪場、自転車走行レーンの整備														自転車利用の安全性と利便性向上によるマイカーの使用軽減	
		東京	自転車通行空間整備	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の整備延長の累計(都道・臨港道路等)	km											331	352	2020年大会開催までに自転車推奨ルートを整備することにより、約400キロメートルの自転車が走行しやすい空間を確保
		東京	自転車の利用促進	自転車シェアリングの普及促進	自転車シェアリング実施自治体数	区市													29
		東京	環境交通キャンペーン実施	東京シティサイクリングの一環として、自転車の利用促進、持続可能な環境交通等についての紹介、自転車の安全教室、環境体験学習、アンケート調査などを実施(平成25年度で事業終了)															普及啓発
		愛知	リニモを利用する方を対象とした登録制のレンタサイクル事業	リニモ沿線における公共交通の利用促進と地球温暖化防止のため、沿線大学や企業等の従業員に対して登録制のレンタサイクルを実施し、パーク＆ライドの一環として、自転車を対象としたリニモへの通勤・通学利用転換事業を実施	レンタサイクル台数	台	140	140	140	70	70	70	70	70	70	70	70	70	
		兵庫	自転車利用に係る計画策定	市町における、自転車走行空間整備計画の策定	計画策定済み全市町村数(対策地域内)	件	2	4	4	5	6	8	9	16	18	21			自転車通行空間の整備による利便性と安全性の向上
	カーシェアリング	神奈川	県央域でのカーシェアリング公務利用	公務での自動車利用にあたりカーシェアリングを活用(平成27年度のみで事業終了)	貸出し回数													環境への取組みのPR、先導的取組みによる利用者拡大を通じて、カーシェアリング事業の定着を図る	
	大阪	公用車EVカーシェアリング(堺市)	公用車のEVを市民が共同利用できるようカーシェアリングを実施(EV:5台)(H23~H27)	実施														EVの普及、カーシェアリングの普及	
	マイカー使用抑制	神奈川	ノーマイカーデーの実施	市町村職員への取組呼びかけ	実施市町村数	-	5	8	9	8	9	8	6	5	5	3			
	大阪	エコ通勤優良事業所認証制度実施(近畿運輸局)	エコ通勤に関する取組を積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組を周知	認定取得事業所数(累計)	-	47	45	45	43	37	38	25	24	24	20				
愛知	エコモビリティライフの推進	クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかき分け、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルである「エコモビリティライフ」(「エコモビ」)を県民運動として推進	協議会構成員数		159	168	173	178	186	192	217	235	253	298					
三重	「みえエコ通勤デー」など、企業と協働した通勤対策の実施	エコ通勤	参加企業・団体数		27	27	26	28	34	24	31	31	31	31					
6 交通流対策推進	道路整備	各都府県、道路管理者	幹線道路ネットワーク整備、立体交差化、交差点改良	・右左折レーン設置などの交差点改良 ・放射道路、環状道路、バイパス等道路ネットワークの整備 ・道路拡幅 ・退避所設置 ・連続立体交差化事業														安全で円滑な道路交通の確保を図る	
		兵庫	「渋滞交差点解消プログラム」に基づく重点的な渋滞交差点対策実施	「渋滞交差点解消プログラム(H21~25)」及び「新渋滞交差点解消プログラム(H26~30)」に基づく、右折車線設置やバイパス整備等による渋滞交差点解消・緩和対策の重点的な実施	箇所	10	11	11	3	7	7	9	9	2	5			渋滞解消による交通流円滑化	
	環境ロードプライシング	大阪、兵庫	環境ロードプライシングの実施(阪神高速道路線)	国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のため、阪神高速5号湾岸線において、環境ロードプライシングを実施														交通流円滑化	
	広報	大阪、兵庫	国道43号・阪神高速3号神戸線における大気環境改善に向けた交通需要軽減キャンペーン(近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路線)	毎年2月に、道路情報板、ラジオ等を活用し、国道43号・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線への迂回を呼びかけ														交通流円滑化	
	大阪	阪神高速5号湾岸線への迂回協力の情報配信(近畿地方整備局)	国道43号のNO2濃度が高くなった場合に、ホームページ掲載やメール配信により、阪神高速5号湾岸線への迂回の協力要請	実施														交通流円滑化	
	交通管理	各都府県警察	交通規制の見直し等																交通規制が実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行っている
	各都府県、道路管理者	道路情報設備運用、駐車場案内システム、ETCレーン整備運用																	交通流円滑化
	ITSの推進、UTMSの整備	各都府県警察	ITSの活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備	ITS(高度交通管制システム)の推進、AMIS(交通情報提供システム)の整備拡充、ほか															交通流円滑化
	愛知	ITSあいち県民フォーラム等を実施	産・学・行政が一体となった「愛知ITS推進協議会」の活動として、ITSの推進に向け、県民等に普及・啓発活動等を実施	開催回数	回	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	普及・啓発活動等によるITSの具体化、実用化の推進
	駐車対策	各都府県警察	違法駐車取締り																交通流円滑化
各都府県	駐車場整備																	交通流円滑化	
7 局地汚染対策	交通負荷低減	各都府県警察	交通公害低減システム(EPMs)運用	交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図る	適用交差点数(対策地域内)	箇所	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	交差点付近の排ガス低減
		神奈川	環境ロードプライシング利用啓発	首都高の実施するロードプライシングの活用による対象道路からの利用転換促進を啓発(ラジオ、リーフレット等)(対象:川崎市)	延長(区間数)	km	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)	52.7(9)
	地域取組	神奈川	かわさき自動車環境対策推進協議会と連携した取組	協議会でプランを策定し、国、県、市、地域の荷主、発注者、運送事業者等での情報共有及び連携取組推進	実施														局地汚染対策に係る効果的な対策の検討・推進
	神奈川	かわさき産業道路NO1・NO2月間	パネル展、キャンペーンによる取組啓発活動(H27年度で取組終了)	参加事業者					19	16	11	-	-	-	-	-	-	市民・事業者の意識向上を通じたエコドライブや公共交通利用促進等推進	
	千葉	大気汚染防止のための冬期対策	毎年11月~1月の期間、HPやチラシにより、自動車使用抑制等を周知(対象:千葉県)															高濃度期における対策推進のための普及啓発	
	兵庫	窒素酸化物低減のための季節対策	毎年11月~1月の期間、関係市町・団体等に対して自動車排出ガス対策を要請する(対象:阪神地域、播磨地域の11市4町)															高濃度期における対策推進のための普及啓発	
	事業者対策推進	神奈川	エコ運搬制度	川崎市条例に基づき、荷主、荷受人の要請による運送事業者のエコドライブ・低公害車使用を推進、フォーラム開催	「かわさきエコドライブ宣言」の登録事業所数		1,723	1,886	2,010	2,089	2,160	2,235	2,285	2,335	2,394	2,489		運送事業者の取組推進(「かわさきエコドライブ宣言」登録事業所数は平成21年度末690件から約3倍に増加)	
	神奈川	高濃度情報提供	常時監視局のNO2が高濃度となった際に迂回やエコドライブを促す電子メール配信やラジオ、道路情報板を通じた情報提供(対象:川崎市)	発信回数	回	9	12	3	4	11	3	4	2	0	0				
	神奈川	産業道路クリーンライン化	対象道路における低公害バス・ごみ収集車を率先導入、民間バス事業者等との連携による低公害車使用促進(対象:川崎市)	実施														対象道路におけるNOx・PM排出削減	
	調査検討	千葉	基準超過地域検討調査事業	継続的・安定的な達成に至っていない常時監視測定局2局について対策検討のための原因調査を実施(NOx汚染の実態の解明、環境再生保全機構のシミュレーション(ESCFD)等の実施)(平成26年度で終了)															局地汚染対策の検討に活用
東京	局地汚染実態調査、効果調査	松原橋周辺の公道法による窒素酸化物の測定及び、交通量・ナンバープレート調査	実施															局地汚染対策の検討に活用	
東京	ハイバースムーズ作戦(28年度からはハイバースムーズ東京)	渋滞解消の取組を実施した道路における環境調査		箇所						30								沿道環境濃度の低減 平成20年度から平成27年までの実績数	
道路改善	神奈川	環境レーン	大型車に中央より車線の走行を促す(平成25年度より運用開始)	実施														沿道環境濃度の低減	
神奈川	対象道路における大気汚染物質の浄化	土壌浄化システム、グリーンウォール、光触媒インターロッキングブロック舗装																沿道環境濃度の低減	
8 普及啓発	複数の基本的事項について横断的に普及啓発する事業																		
	千葉	エコメッセはば	エコメッセはばにて、パネル展示やエコドライブ体験、電気自動車・燃料電池自動車の展示・試乗会	出展実績	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	低公害車、エコドライブの普及促進、次世代自動車の認知度向上
	千葉	水素をテーマにしたエコセミナーの実施	水素社会、燃料電池自動車、家庭用燃料電池(エコファーム)の講演・燃料電池自動車の試乗会(平成27年度のみ実施の事業)	開催回数	回					1	-	-	-	-	-	-	-	燃料電池自動車の普及促進	
	東京	電気自動車や燃料電池自動車の試乗実施	年二回の試乗体験実施	人					23	29	-	-	-	-	-	-	-	-	
	愛知	あいち地球温暖化防止戦略あいち自動車環境戦略推進大会の開催	戦略に掲げる環境対策の周知啓発を図るため推進大会を開催(自動車エコ事業所認定授与式、講演等)	参加申込人数	人	225	238	300	316	303	170	197	210	225	157			県民への啓発	
	愛知	あいちFCV普及促進協議会の開催	愛知県域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進	開催回数	回	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	官民が一体となって、県民への啓発
	愛知	セミナーやFCV展示・試乗会の実施	セミナーやFCV展示・試乗会の実施	開催回数	回	6	10	16	26	16	16	12	14	8	2	2	2	2	官民が一体となって、県民への啓発
	三重	パンフレット等配布、ホームページ作成	対策地域内荷主・運送業者800社にヒアリング、各種対策啓発パンフレット等を配布、NOx・PM排出量計算システムやエコドライブ計算システムをホームページで提供	実施															大規模事業者(荷主、運送業者)、市民への啓発
	大阪	大阪自動車環境対策推進会議による啓発活動	事業者等の環境に配慮した自動車利用の取組を推進する「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」の実施、啓発リーフレット・ポスター作成配布、セミナー開催等	エコチャレンジ登録事業者数	社	65	81	90	89	103	67	71	72	76	83				事業者、府民への啓発
	大阪	ホームページやメールマガジンによる情報発信	自動車環境対策に関する情報のホームページへの掲載やメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信	メールマガジン登録者数	人	1,250	1,355	1,455	1,658	1,911	1,672	1,703	1,739	1,719	1,813				事業者、府民への啓発
メールマガジン配信回数	回	16	17	27	15	19	23	9	9	15	11						事業者、府民への啓発		